



リニューアルした文系食堂「川内南 commons」(2026.4)

会報

東北大学法学部同窓会

第 53 号

東北大学法学部同窓会

〒980-8576

仙台市青葉区川内
東北大学法学部内
Tel・Fax 022-795-6181
E-mail dosokailaw@gmail.com
発行日 令和8年5月30日

印刷所
(株)センキョウ



川内だより

会長 久保野 恵美子

昨年度に続き、三年目の法学部同窓会長を務めることとなりました。昨年度も、同窓会の本部及び各支部等の総会・懇親会等にお招きいただき、同窓会の皆さまの各方面での活躍をうかがうと同時に、法学部への激励をいただきました。また、同窓会東京支部会にご協力いただき、キャリア・ガイダンスを催すことができました。皆さまからのご支援に感謝申し上げます。同窓会のさらなる発展に微力を尽くしたく存じます。今年度も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

されました。また、同窓会基金から助成いただいている自主ゼミのうち倶楽部国際法が、七月のジャパンカップで総合二位、個人として原告一位及び外務大臣杯等の成績を収めました。以下では、学部・研究科の近況等につき、教員スタッフの異動を中心に報告いたします。

川内キャンパスでは、二〇二五年度に、学部に一六六名、大学院博士課程に十八名(前期二年の課程九名、後期三年の課程九名)の新生を迎え、片平キャンパスでは、専門職大学院に八一名(法科大学院四九名、公共政策大学院三二名)の新生を迎え、年間の学事が滞りなく行われました。年度はじめには、同窓会のご支援をいただき、自主ゼミ合同の実行委員会の企画により新入生歓迎行事の法祭大が開催

本年三月末に、植木俊哉教授(国際法)がご定年にて退職され、名誉教授とされました。植木先生は、一九八六年に着任された後、約四〇年の長きにわたって、国際法分野の研究教育に尽力してこられ、また、二〇〇四年四月から二〇〇六年一月まで法学部長・法学研究科長を務められ、さらに、二〇二五年度までの長きにわたり、東北大学理事、副学長、附属図書館などを歴任され、本学の発展に顕著な貢献をされました。ご退職は、大変に名残惜しいことですが、二〇二六年度は引き続き理事ご在任のことです。先生には、ますますご健勝にて、引き続き法学部・研究科を見

守っていただきたく存じております。

また、本年四月、西本健太郎教授（国際法）が、東京大学大学院法学政治学研究科に転出されました。西本先生は、二〇一二年に着任された後、特に、二〇二四年度から二〇二五年度に、法学研究科副研究科長として、国際卓越研究大学認定後の法学研究科の戦略の立案、実現に尽力なさいました。本研究科への多大な貢献に感謝申し上げます、新天地でのご活躍をお祈りいたします。

一方、昨年九月一日に、津綾子准教授が、教授（民事訴訟法）に昇任され、また、同年一〇月一日に、玉井裕貴准教授（民事訴訟法）が東北大学大学院法学部から、本年四月一日には、黒崎将広教授（国際法）が防衛大学校人文社会科学群国際関係学科兼総合安全保障研究科から着任され、それぞれ本学の研究教育活動を担っております。また、本年四月一日から、岩田太教授（英米法）が、神奈川大学法学

部とのクロスアポイントメント協定に基づき、着任されました。

実務家の先生方の異動もございました。公共政策大学院では、昨年七月に、宇田川尚子教授が警察庁に帰任され、御手洗潤教授が本学災害科学国際研究所に転任された一方、同年八月に、小林雪治教授がJICA（国際協力機構）から着任されました。法科大学院では、本年三月末に、松岡徹教授が経済産業省特許庁に、柏木良太准教授が検察庁に、それぞれ帰任され、替

わつて、上嶋裕樹教授、谷史好教授が、各庁から着任されました。また、弁護士・みなし専任教授の曾我陽一教授が退任され、本学法科大学院修了生である弁護士伊藤佑紀教授が着任されました。

助教の動きにつきましては、本年三月末に、高暁彦助教が広島大学人間社会科学研究科助教として採用され、肖陽助教が熊本大学法学部准教授として採用され、それぞれ退職された一方、本年四月、

賓揚助教が法学研究科特任助教（運営）から、三嶋康平助教が同特任フェローから、王丹助教が同博士後期課程院生から、それぞれ着任しました。

残念なことに、今年も計報をお知らせしなければなりません。小田滋特別荣誉教授（国際法）が昨年九月四日に、他界されました。そのご功績に改めて感謝いたしますとともに、謹んでお悔やみ申し上げます。

学部・研究科をとりまく状況といたしまして、二〇二四年一月、東北大学が唯一の国際卓越研究大学として認定されて以来、研究科内に戦略支援室を設け、UR A（研究力強化等を支援する専門職）、国際対応専門職スタッフの支援のもと、学生を含めた国際交流の活発化、研究成果の積極的な広報等を通じた法学・政治学の意義の発信、国際卓越研究大学として要請される研究助成金・寄付金等の外部資金確保などの課題に、取り組んでおります。二〇二五年度には、研究の国際展開等を

図り、研究力を強化するための戦略的人事として、テニユアトラック准教授の国際公募を実施し、二名の採用を決定しました。そのうち、篠本創准教授（国際関係論）が本年四月に着任され、もう一名（国際法）も二〇二六年度中に着任予定です。

同窓生の皆さまの多方面にわたるご経験、ご知見から学ばせていただきながら、法学部・法学研究科の社会の基盤を支える教育及び研究の伝統を守りつつ、新たな環境のもとでの飛躍を図ってまいりたいと考えております。法学部・法学研究科の後輩たちのために、より一層のご指導、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

末筆ながら、同窓生の皆さまのご健勝と益々のご発展をお祈りいたしまして、ご挨拶といたします。



小田滋先生を偲んで

東北大学理事・副学長
植木俊哉

学部教授に昇任されました。この間、小田先生は1950年代の極めて早い時期から、問題の本質を鋭く捉える卓越した洞察力と緻密な実証的分析に基づいて海洋法の資源管理の法への構造転換を世界に先駆けて主張されました。先生は、さまざまな国際会議や世界的な学術会議、条約交渉など数多くの場で国際的に活躍され、特に1968年の北海大陸棚事件口頭弁論での西ドイツ政府首席代理人としての先生のご活躍が翌69年の国際司法裁判所判決での西ドイツの實質的勝訴をもたらしたご貢献は、同判決がその後の海洋法の発展にもたらした影響とともに、国際的に広く知られております。1969年には万国国際法学会正会員、1975年にアメリカ国際法学会名誉会員となられ、1975年の国連における選挙で国際司法裁判所の裁判官に当選され、1976年から2003年まで3期27年にわたり国際司法裁判所裁判官を務められました。80年以上に及ぶ国際司法裁判所の長い歴史の中で、3期27年の裁判官の任期を全うされたのは小田先生ただ一人です。この間、先生は数多くの判決及び勧告的意見に関与され、国際社会における紛争の平和的解決と国際法の発展に多大なご貢献をされました。

小田先生は、日本国内でも、1994年に日本学士院会員に選出され、2003年には瑞宝大綬章受章、国際法協会日本支部代表理事、さらに仙台市名誉市民となりました。その後、長年にわたる国内外における国際法分野での多大なご功績により、2007年に文化功労者、2012年には文化勲章を受章されました。

このように小田先生は、国際的に活躍された知の巨人として世界的に広く知られております。その一方、先生は非常に快活かつ温かいお人柄で、多くの人々を惹きつけられました。私自身も、何度かハーグの裁判所にお招きを受け、裁判官執務室など裁判所の内部を先生ご自身に親しくご案内いただき、大変恐縮した覚えがあります。また、ハーグでの裁判官ご在任中も、仙台にご帰国された折には東北大学法学部の図書室によくお越しになり、そこで最近の裁判所での事件のご様子などをお話いただく機会にも恵まれました。このように、小田先生は、若い次世代の研究者に対しても懇切に接していただく温かいお人柄で、周囲の多くの人々を深く魅了いたしました。

また、先生は、ご自身が1950年から生活の本拠とされていた仙台の地と東北大学を非常に愛しておられました。先生の国際的な名声を高めた1968年の北海大陸棚事件での弁論に向けて「仙台近郊の温泉地に自らを缶詰にして」東北大学法学部の同僚教授との会話などをヒントに「ファサード理論」等の構想を練ったことや、教授でありながら世界中を飛びまわられた先生に寛容であった東北大学への感謝の思いなどを、



若き日の小田先生

ル大学で法学博士号 (S.D.) を取得されました。ご帰国直後の1953年に東北大学法学部助教授、1959年には東北大学

法学部助教授、1959年には東北大学

法学部助教授、1959年には東北大学

法学部助教授、1959年には東北大学

東北大学特別荣誉教授・東北大学名誉教授で国際司法裁判所裁判官を務められた小田滋先生が、2025年9月4日にご逝去されました(享年100歳)。ここに謹んで先生のご冥福をお祈り申し上げます。

小田滋先生は、1924年に札幌市でお生まれになり、御父上の台北帝国大学医学部教授ご赴任に伴い10歳から台湾で過ごし、旧制台北高等学校をご卒業の後、東京帝国大学法学部に入學され1947年10月に法学部政治学科を卒業されました。その後、同学部の特別研究生を経て、1950年に東北大学法学部講師として着任され、1950年から1953年まで戦後最初のロックフェラー財団による留学生として米国のイェール大学ロースクール

に留学、イェール大学で法学博士号 (S.D.) を取得されました。ご帰国直後の1953年に東北大学法学部助教授、1959年には東北大学

法学部助教授、1959年には東北大学

法学部助教授、1959年には東北大学

太田知行先生のこと

東北大学名誉教授

河上 正二

先生はご著書の中で率直に回顧しておられます。小田先生は、1985年に東北大学名誉教授の称号を授与され、国際司法裁判所からのご帰国後の2004年には、国立大学法人化直後の東北大学の初代総長選挙会議議長に就任されて、時代を先取りする新たな総長選挙制度の東北大学への導入にご尽力されました。

小田先生の人を惹きつける明るい笑顔や楽しいお話、また国際法に関する厳しい意見などを直接お伺いすることができなくなりましたことは、私どもにとりまして痛恨の極みです。小田先生に賜りました数多くの学恩に心より感謝申し上げますとともに、今後とも私ども後進の者を温かく見守ってくださいませようをお願い申し上げます。追悼の言葉に代えさせていただきます。

すらつと背の高い太田先生の温厚なお人柄は、とても素敵であった。先生から学んだことは大きい。

こうして先生を偲ぶ文章を書きながら、ふと思いつくのは、「太陽の光つてのは、すごいねえ。あの路地の根雪を溶かすんですよ」とか、「娘の使っているネットっていうのはすごいねえ。文献が一発で見つかるんですよ」といった

先生の素直な感想の言葉である。思えば、太田先生は太陽のように暖かく包容力のある存在であった。広中俊雄・鈴木祿弥・幾代通の3先生とは明らかに一線を画した控えめな立ち位置にあり、研究会での報告者に対して、広中先生は一刀両断の唐竹割りで、鈴木先生は前後左右からの減多

斬り、幾代先生は「おい、大丈夫か」と言いながらとどめを刺した。こうした3先生の後は、太田・河上と森田宏樹先生で東北大学法学部の民法を担当した。私は、これらの先生方に育てていただいたと思いが強い。

穏やかで親しみ深い語り口で学生達からも慕われていた太田先生は、当初東北大学無料法律相談所の顧問も引き受けておられ、私がおその後を継ぎ、やがて私が東京

に出てからは、水野紀子先生が引き受けてくださった。相談所が地方に出かけていったときに、控室で色々お話しするのが、楽しみであった。先生は、学生達が、

来所者の方々にアドバイスした結果を「うん、うん」とうなずいて聞きながら、適切な指導を怠らなかつた。せっかちな私などは「何もなくて供託なんかできるのですかっ」と叱るような言い方をしたが、今にして思えば反省すること

しきりである。それを聞いた来所者さんが学生の意見をどう思うかに考えが及ばなかつた。懸命に調べて相談に対応した学生達は、どう感じたらう。いまでも、太田先生にお尋ねしたいことは多いが、残念ながら最早それも叶わない。

東北大学で学生達や教員仲間、太田先生に巡り会えた私は、研究者・教育者としてのみならず、人間としても幸せ者であつたと思う。



連載
先生の研究紹介

博士論文と刑法解釈論

東北大学大学院法学研究科准教授
松本圭史

研究テーマ

私は、2024年4月に東

北大学大学院法学研究科に着任し、刑法の講義・演習などを担当しています。研究紹介ということで、今回は、私のこれまでの主たる研究業績の一つである博士論文の内容について紹介させていただきたいと思います。

刑法の研究といえば、例えば、正当防衛論、未遂犯論、共犯論といったように、確立された主要な問題領域を対象とすることが一般的です。しかし、私の博士論文のテーマは、そうした特定の問題領域に特化したものではなく、領域横断的なものでした。具体的には、刑法における正当化事由

(違法性阻却事由)の結果帰属論的考察、つまり、刑法における正当化をめぐる諸問題を「結果」と「帰属」の観点から分析するというものでした。

刑法は、生命、身体、財産などの法によって保護されるべき社会的に重要な利益・価値(法益)を保護するために、それを侵害する行為を「犯罪」行為として定めています。そうすると、犯罪行為が違法と評価されるのは、法益を保護するという刑法の目的に反して、法益侵害というマイナスの結果を生じさせるためであると考えることができません。このように法益侵害というマイナスの結果が違法性を基礎づけるのだとすると、

それとは対照的に、刑法の目的に沿った法益保全というプラスの結果を生じさせたいという事情は、犯罪行為の違法性を否定する方向に作用すると考えることができます。これを定式化したのが、違法性阻却の一般原理としての優越的利益原理であり、ある行為によって保全された法益がそれによって侵害された法益を上回っている場合、全体としてみれば実質的にはマイナスの結果が生じていないといえることから、違法性が阻却されると解されています。「これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。」と定める刑法37条(緊急避難)も、こうした優越的利益原理に基づくものであるといえます。

違法性の基礎づけの問題と違法性阻却の問題をこのように対照的に捉える場合、その性質は異なるものの、いずれも結果の発生を問題とする点で共通しているということができます。そうすると、違法性を基礎づける段階(構成要件

段階)において、法益侵害「結果」には何が含まれ、どのような場合にその結果を行わざるを避けたいとして「帰属」できるのか分析されてきたのと同様に、違法性阻却事由についても、法益保全「結果」とその「帰属」の観点から分析することが可能といえます。そこで、従来とは異なる「結果帰属」という観点から分析を行うことで正当化をめぐる議論をさらに発展させることができ、また、そうした分析を通じて、結果帰属の観点が正当化の問題を体系的に論じるための総論的視座の一つとなりうることを示すことができるのではないかと考え、結果帰属の観点から正当化をめぐるいくつかの問題について検討を行いました。

研究の端緒

もともと、研究を開始した当初からこうした問題意識を持っていたわけではありませんでした。大学院へ進学するにあたって決定した研究テーマは共犯論であり、修士課

程では、共犯の処罰根拠・従属性の問題について研究を行い、修士論文を執筆しました。しかし、共犯の処罰根拠・従属性をめぐる議論はドイツ法に由来し、これを紹介・分析する重厚な先行研究がすでに多数存在していたことから、新規性のある研究としてどのように発展させていくのかが大きな課題として残りました。そして、博士後期課程に進学してしばらくは、この課題を克服することができず、また、共犯論を研究領域とすることにこだわりすぎていたこともあり、研究自体は停滞することとなりました。

そのような中で、共犯論の研究から正当化論の結果帰属論的考察へとシフトするきっかけとなったのが、従来から取り組んできた「違法性の連帯性」の問題です。違法性の連帯性とは、例えば、Aから殴られそうになったため、Xが身を守るためにYから渡された木の棒でAに反撃して怪我を負わせた場合、正当防衛行為を行ったXだけでなく、

それを手助けしたYも同様に違法性が阻却されて適法と評価される、といったように共犯者間で違法評価が連帯(連動)するというものです。従来、実行者である正犯が適法であるならば、それを手助けしたにすぎない共犯も適法となるのは当然であるとされてきましたが、どのような場合になぜ違法性が連帯することになるのかについては理論的に検討の余地がありました。

この違法性の連帯性をめぐる議論において、結果帰属の観点から重要と考えられる二つの指摘がみられました。一つ目が、共犯者は正犯者の正当防衛行為によって生じた法益侵害結果(Aの負傷)だけでなく、法益保全結果(Aの攻撃からXが守られたこと)についても因果性を及ぼしているため、共犯者にも違法性阻却の効果が及ぶというものです。2つ目が、共犯者が利益衝突状況(正当防衛状況)をあって作り出したような場合には、正犯者に正当防衛による違法性阻却が認められるとし

ても、その効果は正当防衛状況をわざわざ作り出した共犯者には及ばず、違法と評価されることになる、つまり、例外的に違法性の連帯性が認められないことになるというものです。私は、結果帰属の観点から、前者については、法益保全結果に対して因果性を及ぼしていれば原則としてその「帰属」が認められることを、後者については、法益保全結果に対して因果性を及ぼしているとしても、いずれかの法益が侵害せざる得ない状況をあえて作り出すという違法性阻却(正当防衛)の趣旨に反する行いをした者については例外的にその「帰属」を認めず、違法性が阻却されないことを示すものと位置づけました。このように、結果帰属論的考察の端緒として、違法性の連帯性の問題を法益保全結果の「帰属」が問題となる場面であると整理しました。

結果帰属論的考察の展開

次に、結果帰属論的考察を展開するにあたり、違法性阻却を基礎づける「結果」とはどのようなものかについて考察するために、「失敗した正当防衛」と呼ばれる問題について検討を加えました。

失敗した正当防衛とは、例えば、Aから殴られそうになったため、Xが身を守るためにAを殴打して怪我を負わせたが、それを意に介せずAが攻撃を継続したため、結局、XがAに殴打されて怪我を負ってしまったという場合です。この場合、結局Xは殴られており、Aから殴られることはなかったという意味での法益保全には失敗していることから、違法性阻却を基礎づける法益保全結果が発生していないともいえそうです。現に、従来の学説においては、防衛に失敗した以上、正当化を認めることはできないとする見解もみられました。しかし、こうした場合に正当化を認めないことは妥当でないとされています。なぜなら、一方では攻撃を加えてきた者が屈強であればあるほど、他方では防衛をする者が非力であ

ればあるほど、防衛に失敗する可能性が高くなり、防衛者に正当防衛の成立を認めることが困難となってしまうが、そうした帰結は到底受け入れられないためです。そのため、こうした場合にも正当化を認めるべきだとする見解が学説でも有力となつていますが、なぜ正当化を認めることができるのかについては、理論的な基礎づけが十分には行われていませんでした。

そこで、ドイツ法における議論も参照しながら、結果帰属論の観点から理論的な基礎づけを試みました。まず、違法性の基礎づけの際には、死亡結果が発生した場合だけでなく、死期を早めた場合や怪我を重篤化させた場合にも違法性を基礎づける「結果」が発生したといえることとされていることを応用し、それとは対照的に、最終的に法益の保全に失敗した場合であっても、防衛行為によって攻撃者の攻撃を弱体化ないし遅延させた場合には、違法性阻却を基礎づける法益保全「結果」が発生

した(部分的に見れば防衛に成功した)と捉えることに問題はなかと考えました。また、そうした攻撃の弱体化・遅延すら認められない場合であっても、例えば、人の死亡という侵害結果が生じなくとも、人を死亡させる危険性・可能性(法益侵害の危険性・可能性)を生じさせた場合には未遂犯の成立を基礎づける違法性が認められることを応用し、それとは対照的に、攻撃の回避や弱体化・遅延といった防衛結果が生じた可能性(法益保全の可能性)が認められれば、違法性阻却を認めることも可能であると結論づけました。

さらに、違法性阻却を基礎づける「結果」という観点から、中止犯の法的性格をめぐる問題についても検討を加えました。例えば、XがAに向かってけん銃を発射し、Aは致命傷を負ったが、Aが苦しんでいるのを見たXが翻意して急いでAを病院に連れて行ったため、Aが一命を取り留めた場合、このように途中で犯罪

を中止したXには中止犯（刑法四十三条但書）の成立が認められません。通常の未遂犯の場合、刑が任意的に減輕されるにすぎないのに対して、中止犯の成立が認められる場合には刑が自動的に減輕または免除されます。そのため、中止行為が行われた場合にだけなぜそのような寛大な措置がとられることになるのかについて、伝統的に議論が行われてきました。

従来は、中止行為により違法性の減少が認められるとする「違法減少説」、責任非難の減少が認められるとする「責任減少説」、行為者に対して法益の保護に資する中止行為を動機づけるために刑の必要的減輕または免除という褒賞を定めているとする「政策説」などが主張されてきました。この中でも特に、違法減少説に対しては、中止行為により法益侵害の危険を消滅させたとしても、被害者を法益侵害の危険に晒したという過去の事実が消えないのであるから、そこで減少する違法性が何で

あるのが明らかでないとの批判が向けられてきました。そこで、私は、結果帰属の観点から考察を加え、中止行為により法益侵害の危険が消滅して未遂にとどまったということは、言い換えれば、法益の保全が実現したことにはかならないのであって、その点については他の正当化の場合と同様に考えることができるとして、法益保全結果を発生させたことに基づいて違法減少としての性質を基礎づけることができるかと結論づけました。

これからの研究活動について
 以上のような研究を博士論文にまとめ、単著として出版する機会にも恵まれたことから、いったんは研究に区切りがついたといえます。そのため、従来から並行して研究してきた危険運転致死傷罪に関する論文のほかに、近時では、共犯論に関する論文や財産犯に関する論文を執筆するなど、研究の幅が広がっています。今後も、従来から特定のテーマに縛られることなく研究を

行ってきた自身のスタイルを生かして、研究の幅を広げていきたいと考えています。他方で、いったん区切りがついたとはいえ、従来の研究についても、前提とする違法性の本質論の探究、正当化論をめぐる他の問題の検討、結

税金はこれからも集まるのか？ —課税権の限界を考える—



東北大学大学院法学研究科准教授
 藤原 健太郎

果帰属という考え方それ自体の是非についてなど、検討すべき問題が山のように残されています。このように、通常の経済活動は、当事者同士の自発的な交換です。相手が持つものの中に自分が欲しいものがあるれば、自分が持つものの中から相手が望むものを渡せばよい。交換はこのようにして、互いの効用を高めます。これに対して租税は、一方的・権力的に徴収されるという性質を持っていきます。もちろん租税は公共サービスの原資ですが、租税と特定の公共サービスとは、自発的な交換関係にあるわけではありません。では、誰が租税を徴収できるのでしょうか。国や都道府県、市町村が徴税権限を持つのは当然です。これに対し、私人は徴税できません。もともと現実には、徴税に似た行為が見られることがあります。例えば、いわゆる「みかじめ料」の徴収や宗教団体における献金の強要などです。実質的には、特定の集団による徴税といえなくありません。

※本稿は、2025年7月30日に開催されたオープンキャンパスでの模擬講義のダイジェスト版です。文献の引用はごく一部を除き省略しました。

はじめに

ようこそ東北大学にお越しくださいました。東北大学法学部で租税法を担当しております。藤原健太郎です。本日は、

一 租税とは何か

日常では「税金」と言いますが、学術的には「租税」という語を用います。租税は、国家が存在する限り、不可避に存在します。

普段の買い物でも、私たちはお金を支払い、その代わりに商品やサービスを受け取ります。このように、通常の経済活動は、当事者同士の自発的な交換です。相手が持つものの中に自分が欲しいものがあるれば、自分が持つものの中から相手が望むものを渡せばよい。交換はこのようにして、互いの効用を高めます。これに対して租税は、一方的・権力的に徴収されるという性質を持っていきます。もちろん租税は公共サービスの原資ですが、租税と特定の公共サービスとは、自発的な交換関係にあるわけではありません。では、誰が租税を徴収できるのでしょうか。国や都道府県、市町村が徴税権限を持つのは当然です。これに対し、私人は徴税できません。もともと現実には、徴税に似た行為が見られることがあります。例えば、いわゆる「みかじめ料」の徴収や宗教団体における献金の強要などです。実質的には、特定の集団による徴税といえなくありません。

しかし、これらを適法・正当な行為だと考へる人はいないでしょう。裏返せば、徴税が許されるのは、その団体が公的に承認された権力機構である場合に限られる、ということとです。正統な権力だけが、課税権を持つのです。

もつとも、歴史をさかのほれば事情は単純ではありませぬ。特に日本の中世はそうです。日本中世の「関」は、山賊・海賊と不可分であり、彼らの行為の背景には関

料徴収の一環だという意識があった、という研究があります(桜井英治『日本中世の経済構造』第9章)。前近代には(西洋の封建社会でも同様に)、土地の支配関係が重層的でした。明治以前の日本でも、土地に対する権利にはさまざまな階層があり、下位の権利者が上位の権利者の支配に服する状況がありました。

これに対し現代では、土地所有権は原則として誰か一人に帰属します。法学部で最初に学ぶ科目の一つが民法ですが、近代民法の基本的な権利

の一つが所有権です。日本の場合、近代的所有権は、租税を確実に徴収する仕組みを構築していく中で、結果的に成立することになりました(石井紫郎『日本人の法意識』第8章)。つまり、所有者とは当初、地租を納める義務を負う者だった、ということとです。ともかく明治国家は、中間的な所有関係を清算し、唯一の正統な権力機構として近代国家への歩みを始めました。

近代国家は、国家(および地方公共団体)という権力主体が行う課税・徴税のみを正統なものとして認め、それ以外の主体による課税・徴税に似た行為を違法なものとして位置づけました。課税権における第一の限界は、課税権が国家や地方公共団体といった正統な権力主体にのみ帰属する、という点にあります。

二 租税の存在理由

以上は、租税が存在することを前提とした議論でした。しかし、そもそも租税は必要なのか——課税はなぜ正当化

されるのか、という問題は避けられません。

租税は、政府を運営するために徴収されます。そうすると、政府は何のために存在するのか、という問題に行き着きます。標準的な経済学では、政府には「市場の失敗(market failure)」を是正する役割が期待されています。市場では、競争原理のもとで各人が合理的に行動することで、社会にある希少な資源が効率的に配分されると想定されます。言い換えれば、市場に任せておけば、人々が需要するサービスは効率的な形で誰かによって供給されるはずだ、ということとです。しかし「市場の失敗」とは、こうした市場の働きが十分に発揮されない状態を指します。

代表例が「公共財(public goods)」の問題です。非競争性・非排除性ゆえに、市場に任せると過少供給になりやすい財を指します。政府は、このような公共財を提供する存在として基礎づけられます。純粋な意味での公共財は国防

などに限られ、多くはありません。ただし現実の国家は、公共財の提供以外にも多様な役割を担っています。いずれにせよ、政府が担う役割がある以上、その資源調達のために租税は不可欠です。

日本国憲法には「納税の義務(憲法30条)」が定められています。これを租税法の先達は、民主主義の契機を表現したものとして解釈してきました。まさに「代表なくして課税なし」です。歴史的に見れば、議会は国王の課税を承認する機関として成立しました。日本国憲法下でも、国会は立法権を持つだけでなく、財政についても重要な権限を担う機関です。国民は、自らの代表機関である国会を通じて法律を作り、その実施のための財源の確保・管理・支出方法を決めます。憲法は「財政」に関して比較的詳細なルールを定めており、日本国憲法だけでなく明治憲法でも同様でした。

日本国憲法は、権力分立によって権力をコントロールし

ていると言われます。簡単に言えば、国などの機関も単独では権力を正当に行使できない仕組みにしている、ということとです。しかし、これだけでは十分とは言えません。これに加えて、各機関に過剰なリソースを与えないことが重要です。例えば、予算を1年ごとに編成するのも、その発想に基づきます。日本国憲法では第七章として「財政」という章が設けられ、明治憲法にも第六章「會計」という章が置かれていました。人権規定などと比べても、財政に関してはかなり詳細なルールが定められています。

そして租税は、財政のうち歳入を支える最も重要な要素ですから、当然、厳格な法的ルールに服さなければなりません。これが租税法主義(憲法84条)です。課税という、国家の根幹であり国民の財産に直接作用する行為については、国民自身が代表機関である議会を通じて決めるのだ、という思想です。

ところで、日本の歳入構造

を見ると、公債が占める比率が大きいの事実です。ただし、公債は買手がいなければ発行できません。国債の購入は、他の投資商品と比べて相応の収益が期待できるからこそ行われます。では、その利払い・償還の原資はどこから来るのか。究極的には税です。国に投資する人が国債を买えるのは、国に課税権があるからです。言い換えれば、将来の税収を国債によって先取りしているのです。

日本は先の大戦に際し、戦費調達のために大量の国債を発行しました。結果としてインフレになりましたが、このような「インフレ税」は、租税による財源調達が機能しにくい局面で用いられます。戦争時だけでなく、租税制度や執行制度が十分に整備されていない国、すなわち法制度が十分に確立されていない段階にある国で用いられることもあります。したがって、通貨発行益（インフレ税）を主要な財源とすることは、先進国ではあまり想定されていません。

研究者の立場からすれば、

財源調達の手段としては租税が最もマシである、という考え方になります。日本国憲法上、国が租税を徴収する権限があることは確かですが、憲法を読むと、国が市民から資源を調達する手法が明示的に多く列挙されているわけではありません。租税を除けば、例外的に相応の条件で取用が認められているくらいです。

現代では、租税は貨幣で納めることになっています。貨幣で納めるのは、財や労務の提供を強いるよりも、市民の自由に対する侵害が相対的に小さいからです。そして、租税である以上、必然的にさまざまな法的制約を受けます。手続面では租税法主義があり、国会が正式な手続きで議決した租税しか課することができません。また、平等原則も重要です。特定の人々だけに税負担を過重にしたり、逆に恣意的に優遇したりすることは、原則として正当化されません。

三 租税は集まるのか？

今述べたのは、課税権の法的限界でした。ところが、実際に、多くの場合、法的に設定された租税がその通りに徴収されるのか、ということが問題となります。果たして、作ったルールは守られるのか、という問題です。租税法では、近年この研究が盛んです。

通常、税額は納税者自身の確定申告によって確定し、納税も自ら行います。そのため、徴税においては納税者の協力が不可欠です。協力を得られない租税制度は執行コストが高くなり、税収を得るといふ観点からは本末転倒です。例えば、罰則の強化は非協力的な納税者に対しては威嚇効果として有効ですが、もともとの協力的な納税者に対しては逆効果になり得ます。

切だということになります。いずれにせよ、人々がルールを遵守する要因を調べることは、納税協力を維持・向上させるためにも重要です。そのためにも重要です。そのためには、データに基づく分析は欠かせません。膨大なデータを集め、どの要因が現象に影響を与えたのかを分析することは、客観的な議論の基盤になります。経済学や政治学では一般的な手法ですが、法学でもこの動きは進んでいます。政治学では、大学の金子智樹准教授は、メディアが政治に与える影響を多様なデータで研究しています。また、本学の森田果教授は、法学におけるこの研究手法の先駆者です。租税法の領域でも、税務情報を匿名化してプライバシーに配慮したうえで研究に供する動きが始まっています。こうした実証研究が広がるのが期待されます。さらに、自分で統計分析を行わなくても、データが学問に役立つ形でどのように利用されるべきかを検討するのも法律学の重要な領分

「自ら進んで納税する」ことは、自分が信頼できる人間であるというシグナルにもなります。経済社会において信用は大切です。一方で、脱税は「目先の利益を優先し、いざ

という時に約束を破るかもしれない」というシグナルになりえます。このシグナルが機能する条件は、「自ら進んで守っている」ことです。罰則が厳しいほど、「進んで守る人」と「いやいや守る人」の区別は難しくなります。したがって、罰則強化は、誠実な人に対しては逆効果となる可能性がありますが高いです。

そもそも、納税と脱税のどちらが得か、という問題を考えてみます。単純化すれば、「脱税で得られる利益」と「脱税に対するペナルティの期待値」(罰の大きさ×発覚率)の比較になります。参考までに、税務調査の実調率は令和4年分で、個人0.7%、法人1.9%とされています(税制調査会(2024年6月24日)国税庁説明資料)。この数字だけを見れば、人々は合理的な計算以上に納税している、とも言えます。つまり、税に關していえば、人は、なぜルールに違反するのではなく、なぜルールを遵守するのか、という問いの立て方が適

特別寄稿

昨今の離婚事情と

日本の労働問題

す。従来の法解釈の素養に加えて実証研究のリテラシーも備えていると、議論の幅が広がります。幸い、東北大学法学部にはこの種の手法に強い教員がいます。

結局のところ、納税者の協力の議論も含め、法学は人と人との関係を扱う学問です。だからこそ、「人」の行動原理への洞察が欠かせません。最近では、法学と神経



東京支部会副会長

中里 妃沙子

(S 60卒)

科学との共同研究も行われています。他方で、「現実の人の行動原理」を知りつつも、あってそこから距離を置く視点も必要です。法学は近代以降、人は理性的・合理的である、という人間観を前提に議論してきました。そのような人間観を前提にすることで、自由な市民社会を構想し、制度を組み立ててきた面があります。現実の人間についての洞察を深めつつ、理系学問にも関心を持ち、同時に、あるべき人間像（哲学などが有用です）を模索する。その理念と現実の架け橋となるのが法学であるのです。

私は、昭和60年に法学部を卒業し、現在東京の丸の内

で、離婚案件を多く扱う法律事務所の代表をしています。本日は、弁護士として離婚案件に携わる中で、昨今の離婚事情と日本における労働問題が密接に関連しているという点についてお伝えしたいと思っています。

最近の若い女性（30代前半位まで）で特徴的な離婚相談は、これまでの常識を覆すように、女性側が、「親権は欲しくありません」というものです。彼女たちの言い分は、ほぼ共通していて、以下のような内容です。

に理不尽です。彼にも育児と家事をワンオペで行うことが

象を引き起こしていると思われれます。

どんなに大変なことがわかって欲しい。それに彼のほうが年収も高いわけだから、子ども彼と一緒に住むほうが、豊かな生活を送れます。ですの

しかし私は、この問題は、単に男女の役割意識の問題、女性の人権といった従来型の枠組みの中で捉えるだけでは不十分だと思います。むしろ、日本社会が直面している労働力不足という観点から考える必要があると考えています。

「子供が生まれてから、これまでずっと、私が家事も育

少子化と労働力不足が進む現在の日本社会においては、

私が昨年企業視察で訪れたデンマークでは、男女がともに育児を担うことを前提とした働き方が広がっています。これは理念というよりも、高福祉社会を継続していくためには、男性も女性も高齢者にも働いてもらい（定年は70歳だそうです！）税金を徴収する必要があるという社会の要請からきているのとこの点です。日本においても、労働力不足という現実、デンマークと変わりません。となると、今後ますます女性の社会進出が求められるようになると思えます。

え、とても大変でした。でも彼は仕事が忙しいからという理由で、家事にも育児にもあまり参加してくれませんでした。離婚した後も、私が親権者になってこれまでと同じように、私が家事も育児も一人で行うのは、不公平だと思うんです。彼も私もフルタイムで働いていて、疲れ果てて家に帰ってきたあと、これまでと同じように家事も育児もする、でも彼のほうが給与は圧倒的に高い。それはあまり

親が取って、彼が育てる方がいいと思っています。私の考え方、どこか間違っていますか？」

それにも関わらず、男性側の意識が変わらなければ、社

会に出た女性は、結婚を避け、出産を避け、仮に出産したとしても、育児を避けるということになりかねないのではないかと、私は、そんな危惧を抱いています。

家庭は、社会の重要な構成単位の一つです。男女の協力の下で家庭生活が円滑に運営されることによって、出生率も上がり、少子化に歯止めがかかり、労働力不足の問題も

解決にもつながるといふ社会を期待しています。男性の意識が少しずつ変わっていくことが、結果として社会全体の力を底上げすることにつながるはずです。

まずは、企業は男性の育児休暇取得を積極的に奨励し、男性も積極的に育児休暇を取得する、そんな身近な行動から始めてみませんか？

私の社長人生 〜社長としての役割



東北大学監事

田口邦子
(58卒)

私は東北大学法学部を卒業後、当時女子大生就職人気NO1と言われた西武百貨店(現をこう・西武)に入社しました。世界を飛び回るバイヤー職を希望し、人事部や経営企画部、店の営業責

任者等の後、念願の商品部バイヤー・部長となり、池袋本店副店長や執行役員を経て、2019年58歳の時に「ごっつお便」という食品カタログギフト子会社の社長に就任しました。

社長の内示には「よし!」とガッツポーズでしたが、行き先は食品のプロ集団です。私はファッション系で育ってきたので食品は素人。さてどうするか。門外漢には門外漢だからこそその気づきがあつと

ある、と考えました。実際自分では当たり前言動が、食品が長いメンバーには新鮮なことも多かったようです。

私は先ず「会社の存在意義、目指す姿、価値観・行動指針」を明確にしました。経営用語のM・V・Vです。次にそのために必要な人材をどう揃えるか、組織は人です。そして3年で結果を出すロードマップを作成しました。これは、ほぼ3年チームで人事異動を繰り返してきた私のルーティンです。もちろん食品に

関しては勉強強しました。取扱商品は1000種以上ほぼ試食。本来バイヤーの仕事である展示会や商談会には地方開催でもできるだけ参加しました。でもこれらはとても楽しかったです。そのうちベテランも知らないような情報も

入るようになりますから、自ら動くことは本当に大切だと思います。

着任時の経営状況は実は大変厳しいものでした。しかし逆にこれ以上落ちることもないだろうと腹を括りました。社長の仕事は孤独だとよく言います。もちろん最後の決断は全て自分の責任ですが、信頼する仲間と日頃からよく情報共有し話し合っていれば、

孤独と思うことはないのでは、少なくとも私は自分が孤独と感ずることはありませんでした。

経営計画が順調に進んでいた矢先にコロナが発生、その後も大口顧客を失うなど次々と難題は降りかかりました。その度に仲間たちが全力で乗り切ってくれました。私は彼らに心から感謝し、本当に誇りに思っています。

仕事とは人と人の繋がりであり、一人では決して成り立ちません。特に社長の仕事はそうだと思います。メンバーがより働きやすい環境を整え、目指す方向にエネルギー

を集中すれば、業績という結果は必ず出ます。出ないならエネルギーが足りないか、集中先が違っているかです。そしてそのベクトルを合わせるのが社長の仕事・役割だと考えます。

3年計画のつもりでしたが結果6年間社長を務めました。結果が付いてきたこともあり、退任時は「やり切った」と言い切り、また自分の役割を果たせたことは本当に幸せでした。

そして今は東北大学監事として、自分の経験も活かしながら、最後は「やり切った」と言える日々になりたいと思っています。

会員だより

本人訴訟体験記

我かく戦えり

本問 研一 (S59卒)

空き家となった実家の後始末は、思いのほか厄介なものである。父の他界後、20年ほどそのままとなっていた借地上の建物には、長らく母が暮らしていたが、6年前に脳梗塞で倒れて施設に移り、以後は空き家となっていた。令和4年10月の遺産分割協議により私が本件建物の相続人となったことで、売却処分を踏み切ろうと考えた。不動産業者に依頼し、地主と交渉を始めた矢先、地主から賃貸借契約の解除通知、そして訴状が届いたのである。

民法を多少は学んだ者として、「これは面白い経験になるかもしれない」という無謀な好奇心が芽生えた。学生時代に学んだ広中俊雄先生の

「争点1」遺産分割は賃借権の無断譲渡に当たることか

「本人訴訟」を選んだ。

本件は「建物収去土地明渡請求事件」であり、概要は次のとおりである。

■争点1「遺産分割は賃借権の無断譲渡に当たることか」

原告（現地主は平成26年に土地を相続し、その際に建物に居住していた母と新たに賃貸借契約書を締結し、私が連帯保証人となった。）の主張は、「私の遺産分割による建物取得は、賃貸借契約上、母から私への賃借権の無断譲渡に該当し、契約解除がで

きる」というものであった。これに対し私は、相続は法律上、被相続人の死亡時に当然に権利義務が移転する（民法896条）ため、譲渡という当事者の意思行為とは性質が異なること、また遺産分割は相続開始時に遡及して効力が生じる（同909条）ため、結局は死亡時に私が相続したのと同じ状態になることを主張した。

■争点2「連帯保証人になったこと」相続人が特定したか

原告は、「平成26年の賃貸借契約締結時に、私が母の連帯保証人として記名押印したことが、相続人の特定（母が相続人となる）に当たる」と主張してきた。

これに対し私は、連帯保証人の当事者となることと、相続人として建物を取得することとは次元の異なる問題であり、相続人が他にもいることもあり、私が保証人となったからといって母の相続を認めたことにはならないことを主張した。

■争点3「遺産分割当時、母に意思能力がなかった」という予備的主張

訴訟途中から、原告は主張を大きく変えてきた。「遺産分割が行われた時点で、母は意思能力を失っており、遺産分割協議自体が無効で、そんな登記をなした人物との間に、継続的信頼関係を基礎とした賃貸借契約を維持することはできない」というのである。また、原告は文書送付嘱託を申し立て、介護記録・介護認定書の提出を裁判所に求めたが、提出された記録からは「意思能力の欠如」を裏付ける決定的な証拠は得られなかった。加えて、遺産手続を担当した司法書士が母本人に電話で内容確認している記録もあり、私はこの点を証拠に基づき主張した。さらに、仮に相続登記が違法であった場合に、原告にとってどういう不都合又は不利益があり、信頼関係が維持できないと言っているのか釈明を求めたが、回答は得られなかった。

■裁判の結末——和解の成立

弁論準備手続で証拠が出尽くした段階で、裁判長から和解の提案があった。建物の買取額は高額ではなかったが、第2回口頭弁論で裁判官に「金額のイメージは」と問われ、「いくらでも構わない」と述べた手前、私は和解案を受け入れることにした。原告側は渋っていたが、代理人弁護士の説得もあり受諾。結果として、私の主張が認められたと言える終結であった。

そして、建物を引き渡してちょうど一か月後、母はすべての整理が済んだのを見届けるかのように、静かに天寿を全うした。長い訴訟の緊張が解けたあとに訪れた母の死は、私に深い感慨を残した。本人訴訟という貴重な経験とともに、この出来事はこれからも忘れ得ぬ記憶となるだろう。

心の栄養源

西澤（棟方）香衣（H4卒）

法学部同窓会北海道支部で事務局長をしております平成4年卒の西澤でございます。

成田事務局長から「女性躍進の年に相応しく多彩なOGに書いてほしい」と寄稿を依頼され、参戦させていただきました。

2025年の入学者の子学生比率は40%弱ということですが、私が入学した1988年は15%程度だったと記憶しています。現在の定員は160名であり、当時の2/3程度とかなり少なく、そのなかで約40%が女性ということは、存在感も増していると思われ、頼もしい限りです。恐らく当時も今もあまり変わらないと思いますが、女子学生は真面目で堅実という印象があります（私以外）。私の会社でも東北大卒の女性は、これまでに数名程度いましたが、みなさんそういった

印象です（しつこいですが私以外）。

そして、真面目な方ほど仕事とプライベート（家庭、子育てなど）の両立に悩まれるのではないのでしょうか。とても真面目・堅実とは言い難い私でも、それなりに苦労がありました。「仕事はできるようになりたい」「納得いくまで考えたい」と思いつつも、「子供のお迎えに行かなくては」「早く食事させて、お風呂に入れて、寝かしつけしないと」など、常に時間に追われて余裕のない毎日でした。子供が一人でもそうなのですから、二人、三人といらっしゃる方には本当に頭が下がります。

それでも、仕事を辞める気はさらさらなく、何とか子供が高校を卒業するまで乗り切ることができたのは、ひとえに家族や会社の方のご理解・ご協力のおかげであり、感謝

に堪えません。特に、転勤が伴う会社であるにもかかわらず、転居が伴わない異動で対応していただいたのは、本当に大きかったと思います。

そして、恐らくさびしい思いもしたであろう子供も頑張ってくれたと思います。保育園に通っていた頃は毎日のように抱っこをせがまれましたが、安心したような表情で「抱っこは心の栄養源」と言っていたのを今は懐かしく思い出しています。

毎日時間に追われつつも頑張っているママさん、お子さんたちはみなさんの頑張りをきちんと見えています。もし少しでも余裕があれば、抱っこしてあげてください。「抱っこは心の栄養源」ですから！

学びを今に生かす 地方政治を目指して



米野 泰加（H21院修了）

新潟市が政令指定都市に移行した2007年4月、私は東北大学公共政策大学院に入学した。新潟市出身の私は、新潟大学で経済を学んでいたが、当時、新潟市と関係が深い日朝平壤宣言締結や、日本が国連安全保障理事会への常任理事国入りを目指すなどの様々な国際情勢があり、日本の国際政策への関心が深まり、国際関係の講義を受講する学生となっていた。

提言につなげる学びは、日々心高鳴るものがあった。現在、私は新潟市議会議員として一期三年目となる。帰省し、直ぐに出馬したのではなく、進学や就職を経ている。職業経験もそうだが、公共政策大学院での就学は、市議を目指し職責を果たすうえで影響が大きい。

そのため、公共政策大学院では、入試時に国際分野のワークショップが予定されていたため進学を決めた。国際関係の研究が動機となり進学したが、フィールド調査により実態を知り、根柢を固めて政策

立候補した理由は、地元がこのままでは消えてしまうのではないかとという危機感を抱いたことにあった。住民の老齢化、学校統合、移動手段や防災機能低下への懸念、これらが更に人口減少を進ませる。日本全国の特に郊外地域においては共通の課題であるが、「どこもそうだから仕方な



い」とは出来なかった。

私は二度の挑戦を経て現在に至る。立候補した選挙区は、完全な無所属での当選事例は過去になく、しかも無所属の女性候補者が当選したことがない地であった。二度とも立候補時に党所属や推薦はなく、ましてや地盤、看板、鞆などない。十分な票固めが出来た訳でもなかった。思えば、地方議員選挙とは言え、挑戦は無謀に近かった。一度目の挑戦は、最終当選者と約500票差で落選。届きそうに届かない。「ない」とばかりであった。敗戦当時、終えようかと考えたことがあったが、「あきらめないでほしい」と言ってくれる人たちがいた。この言葉を頼りに、もう一度、挑戦する決心をした。

何が見えていなかったのか、選挙後、多くの方々とお話をし、欠けていた視点は何だったのか考え、自分の行動を見直す。ある意味、PDCAサイクル。他の候補者と変わらないことではダメなのだ

思った。

次の選挙までの間、小学校特別教育や学童保育の支援員をしながら、各種ボランティア団体に所属し、地域の活動を積み重ねた。教育も地域も、現状や課題が何か身をもって知る期間であった。二度目の統一地方選挙では、5人枠中の3位当選となった。身をもった言葉を発することが出来たのかも知れない。

職務上の活動はじめ様々な活動を通じて多くの困り事が寄せられる。そして、今も、現場に行き、フィールド調査を基に困り事の把握や解決方法を検討し、執行部局と対話

し施策調整を図る。直ぐに着地点を見出すことができるとは限らないが、細かな調査を重ね、建設的な対話となるよ

う心掛けている。課題把握と解決にどう向き合うか、学びが今に生きている。

忘れがたき同窓先輩

細島正志 (S53卒)

新潟支部総会で面識を得た縁で、成田教授から俳句や登山のことで寄稿をとのご依頼があった。以下、誌面を穢す雑文とご承知の上お読み頂ければ幸いです。

さて法曹を目指し法学部に入ったものの、徐々に青春期の不燃焼感や迷いが昂じ始め、三年生の時思い切って社会人山岳会の仙台山想会(以下、山想会)に入会した。

私が本学を選じたのは、学費が安い首都圏外の国立大学であることと、愛読していた芥川賞作家・北杜夫が卒業生(医)であり杜の都・仙台への憧れがあったことによる。北はユーモアあふれる『どくとるマンボウ』シリーズや『楡家の人びと』など純文学でも人気があった(*1)。

以降、冬は山スキーで飯豊・朝日・蔵王・鳥海など東北の名山を、夏は沢登りに熱中した。社会人の会員は山で厳しい反面、飲食ではすっきりお世話になった。先輩の多くは鬼籍に入られたが、私が公務員(厚労省・労働基準監督官)を定年退職した直後にOB有志で山想同窓会を結成、昨年も船形山のキャンプ場が集まった。

本学に入り、戦後の焦土から望む泉ヶ岳や蔵王の美しさに惹かれ山想会を設立した。卒業後、日本交通公社(現JTB)に入り月刊誌「旅」の編集長や紀行作家として名を馳せた。松本清張との興味深いエピソードがある。

喜秋は社会派推理に意欲を示す清張に、鉄道を題材にした連載小説の約束を取り付けた。時刻表を駆使した完全犯罪小説に清張が付した当初の題名は『縄』であった。これに違和感を覚えた喜秋は再考を促し、最終的に『点と線』に落ち着いた。ミステリー名作誕生の秘話である。

喜秋とはここ十年、蔵王や新潟の御神楽岳の山旅にご一緒しお元気だったが、昨年四月に九九歳で他界された。その著作の多くは復刊され、懐かしき山旅や失われた秘境が蘇える。民俗学的にも貴重な資料となっている(*3)。

ついでに本学出身の著名な登山家では、近代アルピニズム草創期に谷川岳等の岩壁初登攀に名を残す小川登喜男が



いる。最近では剣沢大滝の完全踏破など溪谷登攀の第一人者・大西良治(学部不詳)の活躍が目を眩る(*4)。

私の畏敬する先輩では憲法学の巨星・樋口陽一教授は言うに及ばず。さらに田中角栄が主導した尾瀬林道を白紙撤回させ尾瀬の自然を守った環境庁長官・大石武一(医)、反骨の出版人・松本昌次(文)

にも触れたい所であるが、紙幅が尽きたようです(*5)。在学当時のバンカラで貧乏で野暮な東北大生の代名詞は「イカトン」(いかにも東北大)

であったが、直接または著作を通じて出会った先輩方は一本筋の通った生き方をされており、これも学風として誇りにして良いと思っている。

*1 北がカラコルム遠征隊に同行した際の『白きたおやかな峰』はわが愛読書。今年四月にその地域の山旅を計画している。

*2 『角川俳句年鑑2026年版』(KADOKAWA) 結社「炎環」

*3 岡田喜秋『日本の秘境』名

残の山路「山村を歩く」『秘められた旅路』ほか(山と溪谷社・ヤマケイ文庫)

*4 大西良治『溪谷登攀』(山と溪谷社)

*5 樋口陽一『戦後憲法史と並走して』(岩波書店) 平野長靖『尾瀬に死す』(新潮社) 松本昌次『わたしの戦後出版史』(トランスビュー)

「門戸開放」の伝統を受け継ぐ

金澤 真理 (H2卒)

澤柳政太郎博士。在学中はさほど強く意識することのなかったその名前に対し、私が特別の感慨をもつようになったのは、勤務校で女性研究者支援に携わってからです。

1913年)の名を冠する賞を頂いたのだから嬉しくないわけがない。

当時の勤務校大阪市立大学は、大阪府立大学との統合を控えていた。その状況でダイバーシティ担当の副学長を拝命し、自然科学系部局の人数が多いという特色をもつ大学組織内で、人数比が少ない女性研究者の支援に尽くしてきた女性研究者支援室とともに、南近畿圏にネットワークをを広げつつ、地道に研究環境の改善を進めた。女性研究者支援室のこの努力が母校の初代学長(任期・1911)

ありながら、国立大学のみならず、大正の自由主義的雰囲気の下で私立学校の設立、運営にも尽力した。教育の機会均等がモットーであり、欧州遊学の経験から海外の女子学生が存在を知った博士は、東北大学の「門戸開放」の理念に基づき、帝国大学として初めて女子に学問の途を開いた。それまで閉ざされていた大学に歩みを進めた当時の学生たちの意気込みと重圧はいかばかりであったかと思いを馳せる。

私自身の法学部入学の頃を

思い起こせば、確かに文系他学部比べて格段に女子の比率が低かった。しかし、男女雇用機会均等法施行直後という時代背景も手伝って、やがては社会で重要な役割を果たせると、進路に希望を持ち、日々勉勵する先輩、同輩が少なくなかった。そのような状況であったからこそ、自分も研究を志し大学院に進学しよう」と決意することができたのではないかと当時を振り返る。

それから数十年は本当にあつという間であった。国内外の研究者、特に同一研究分野に限らず、他の領域で功績をあげた方々とも接する機会があつたのは、ジェンダー平等の精神を研究の機会や環境の改善に反映し、多様な観点に基づいて得られた学術の成果を皆で享受しようとする、学問的ネットワークの一端に加われた幸運による。組織の構成比では少数にとどまり、フロンティアとして活躍の場を切り拓いてこられたロールモデルとなる先輩方が必ず

といつてよいほど言われたのは、「女性研究者が頑張ろう」としているときに、理解し、支えてくれようとする男性の研究者が常にいた。その協力を得られたからこそ今がある」ということである。多数を占める地位にあつても現状に甘んじず、むしろ次の世代を担う多様な存在を支援しようと布石する、先を見通す目があった。澤柳博士もまた、将来を見据え、女性研究者の活躍の場を拓く一手を指したと言えるのではないか。学びたいと意欲をもつ若者に、性別を問わず専攻を選び、研究の途へ進む意義と可能性を伝えるとき、ようやく私も母校の伝統の一端を受け継ぐことができたと感じる。

宮城と首都圏の若者を結ぶ「令和の江戸家老」の挑戦

川越 開 (H5卒)

2025年4月、宮城県東京事務所長として、千代田区平河町にある都道府県会館内の事務所に着任した。当所は、中央省庁からの情報収集や工場誘致等を目的とした企業訪問、地場産品のPR、県人会活動の支援等、多岐にわたる業務を担う。知事の東京時には公務の円滑な遂行を支えるフルアテンドも務める。その役割は、現代における「仙台藩の江戸家老」と言えようか。

やかに地元と繋がり、それが将来的な二拠点居住や移住という選択肢へと昇華していくような新しい仕組みを構築しなければ、持続可能な地域社会を維持することは困難になる。

このため、現在、若者たちがリアルとバーチャルの世界で交流しながら地元と繋がることのできるプラットフォームの構築に向けて検討を進めている。令和の江戸家老として、次世代の力を宮城の未来



左端：筆者

へと繋ぐ懸け橋になりたいと考えている。

「法一亭」誕生秘話 —35J伝説の先輩たち—

阿見 孝雄 (S44卒)

着任早々、私は喫緊の課題に直面した。地方にとつて人口減少、とりわけ若者の首都圏への流出による社会減の解消は待ったなしの状況であるが、そうした若者のコミュニティとの接点が始まらない。戦後の集団就職世代を中心に故郷を支えてきた県人会は出身市町村ごとに組織され、所長は年間30回ほど総会・懇親会

「ああ、やはり、間違いの無い事実だったのか。」
清水廣行様の「同窓会事務局長退任を労う会」に後輩としてお邪魔し話を聞き、改めて納得した法学部学生の素敵な伝統行事の誕生秘話です。私たちが「40J」の学生も大学祭で夢中になった焼き鳥屋「法一亭」の出店は、「35J」の先輩

の苦闘のおかげだったので。東北大学の大学祭初の焼き鳥屋出店の企画は、当時の大学祭実行委員会から「知性が無い」と冷たく却下されました。そこで先輩たちは中川善之助教授に直接会い窮状を訴えま

まの学生諸君にはピンとこないかもしれませんが。大いに時代を感じます。この突然の珍しい願いに中川先生は驚いたでしょうが、「知性だけが人間を作り上げるのではない」と応援を快諾。東北大学の名物教授中川先生の後押しで「法一亭」は無事開店。たいへんな評判を呼び、利益も出ました。その利益が契機となり、「中善並木」が誕生します。このエピソードがきっかけでしょうか。敬愛する中川先生が定年退官し仙台から離れると、鎌倉のご自宅まで法学部の学生たちが徒歩旅行でお訪ねする「中善行進」が始まりました。驚くべきこの行動は、NHKの人気番組で全国に放送もされました。まさに「35J」の先輩たちのご活躍により、東北大学法学部ならではのこれらの心に残るエピソードが生まれたのでした。

志を抱いて上京した若者には、まずはその夢を全力で追いかけて欲しい。その上で、関係人口として、ふるさと納税や観光、ボランティア等を通じて緩

そこで先輩たちは中川善之助教授に直接会い窮状を訴えま

「中善並木」の記念碑に刻まれた中川先生のお言葉、「若き日の友情と感激のために」をまさに実現した「35J」の先輩の皆様は心より御礼申し上げます。

ます。東北大学の名物教授中川先生の後押しで「法一亭」は無事開店。たいへんな評判を呼び、利益も出ました。その利益が契機となり、「中善並木」が誕生します。このエピソードがきっかけでしょうか。敬愛する中川先生が定年退官し仙台から離れると、鎌倉のご自宅まで法学部の学生たちが徒歩旅行でお訪ねする「中善行進」が始まりました。驚くべきこの行動は、NHKの人気番組で全国に放送もされました。まさに「35J」の先輩たちのご活躍により、東北大学法学部ならではのこれらの心に残るエピソードが生まれたのでした。

は年間で30回ほど総会・懇親会

「中善並木」の記念碑に刻まれた中川先生のお言葉、「若き日の友情と感激のために」をまさに実現した「35J」の先輩の皆様は心より御礼申し上げます。

ます。東北大学の名物教授中川先生の後押しで「法一亭」は無事開店。たいへんな評判を呼び、利益も出ました。その利益が契機となり、「中善並木」が誕生します。このエピソードがきっかけでしょうか。敬愛する中川先生が定年退官し仙台から離れると、鎌倉のご自宅まで法学部の学生たちが徒歩旅行でお訪ねする「中善行進」が始まりました。驚くべきこの行動は、NHKの人気番組で全国に放送もされました。まさに「35J」の先輩たちのご活躍により、東北大学法学部ならではのこれらの心に残るエピソードが生まれたのでした。

ます。東北大学の名物教授中川先生の後押しで「法一亭」は無事開店。たいへんな評判を呼び、利益も出ました。その利益が契機となり、「中善並木」が誕生します。このエピソードがきっかけでしょうか。敬愛する中川先生が定年退官し仙台から離れると、鎌倉のご自宅まで法学部の学生たちが徒歩旅行でお訪ねする「中善行進」が始まりました。驚くべきこの行動は、NHKの人気番組で全国に放送もされました。まさに「35J」の先輩たちのご活躍により、東北大学法学部ならではのこれらの心に残るエピソードが生まれたのでした。

本部だより

「令和7年度収支決算（案）」と「令和8年度予算（案）」

単位：円

★収入の部

(▲) は収入の減少

項目	令和7年度予算	同左決算	予算対比	令和8年度予算
1) 会費等	5,300,000	4,784,000	▲ 516,000	5,000,000 (年会費・一般会員および新入生会員)
2) 利息	6,605	30,342	23,737	42,300 (銀行預金 実績勘案)
3) 広告料	0	0	0	
4) 雑収入・その他	20,000	169,110	149,110	10,000 (寄附金等)
5) 桜基金	0	0	0	
合計	5,326,605	4,983,452	▲ 343,153	5,052,300

★支出の部

(▲) は支出の減少

項目	令和7年度予算	同左決算	予算対比	令和8年度予算
1) 会費等	150,000	176,244	26,244	180,000 (前年実績勘案)
2) 事業費(会報発行ほか)	885,000	872,644	▲ 12,356	620,000 (会報作製費) 285,000 (学部賛助金等)
3) 事務費(旅費・人件費ほか)	3,595,000	3,644,911	49,911	3,390,000 (旅費・データ管理費・手数料・事務費等)
4) 通信費(郵送料ほか)	392,000	382,482	▲ 9,518	430,000 (会報郵送料) 10,000 (切手代)
5) 振替手数料	160,000	119,202	▲ 40,798	120,000 (郵便振替 実績勘案)
6) 桜基金	0	0	0	
合計	5,182,000	5,195,483	13,483	5,005,000

★収支差額の部

項目	令和7年度予算	同左決算	予算対比	令和8年度予算
1) 収支差益	144,605	▲ 212,031	▲ 356,636	17,300
2) 前期繰越金	30,621,701	30,912,207	290,506	30,700,176
3) 次期繰越金	30,766,306	30,700,176	▲ 66,130	30,717,476 (見込み)

(1) 令和7年度収支決算（案）と令和8年度予算（案）

1. 会費納入減による収入の低下と物価高等による支出の増加

令和7年度の予算は、一般会員の会費納入減、ならびに物価高、旅費規程の変更、事務局担当者の変更に伴う事務費の増加等により、大変厳しい内容となりました。年代別に会費の納入状況を見ると中高齢の会費の納入率が高くなっております。若い世代の会員に、同窓会活動を一層ご理解頂くことが急務と考えます。

会費納入にご協力頂きました会員の皆さまには心より御礼申し上げますとともに、引き続きご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、学部入学時の「法祭大」、卒業時の「卒業祝賀会」にあたり、大学側の要請にお応えし、例年通り、支援（賛助金）を継続しております。新入学生、卒業生に対し同窓会の存在意義をアピールして参ります。

2. 令和8年度予算について

本年度は、今のところ大きな支出は予定しておりません。昨年度、宮城支部、東京支部から要請のあった支部総会の助成の増額等、各支部、会員の皆さまからのご要望に向き合い、活動を進めていきたいと思っております。しか

しながら、物価高騰の流れは続くと見られますので、当然のことながら経費節減にも努めて参ります。併せまして、若い世代の会員の皆さまに、同窓会活動に参画頂くための取り組みを、関係部門の皆さまと協議を進めて参ります。

このような状況もあって、令和8年度の予算は、支出が昨年度実績を下回り、収支差益を確保する予算となっております。

会員の皆さまには厳しい環境の中ではありますが、収支基盤強化に向けて、昨年度までと変わらぬご支援、ご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

(2) 令和8年度行事予定

最新情報は同窓会 HP にて更新掲載していますのでそちらもチェックください。

令和8年	8月28日(金)	北海道支部総会	
4月11日(土)	法祭大	9月5日(土)	新潟支部総会
5月8日(金)	第1回運営委員会	9月11日(金)	大阪支部総会
5月15日(金)	東海支部総会	10月2日(金)	第2回運営委員会
5月30日(土)	会報第53号発行	10月30日(金)	福島支部総会
6月8日(月)	学術振興基金ヒアリング	11月xx日	宮城支部役員幹事懇談会
6月12日(金)	監査会	令和9年	
6月13日(土)	広島支部総会	1月27日(水)	第3回運営委員会
6月20日(土)	理事会	3月25日(木)	学位記交付式・卒業祝賀会
7月4日(土)	本部・東京支部合同総会	開催日未定	青森、秋田、山形各支部総会、東北芝蘭会
7月10日(金)	宮城支部総会		総会、法科大学院部会総会、公共政策大学
7月17日(金)	学術振興基金理事会		院部会総会
7月24日(金)	岩手支部総会		

(3) 学術振興基金(理事長：蘆立教授)

当該基金は2001年から同窓生の寄付金を原資として、自主ゼミ活動への助成を行っています。現在自主ゼミは8グループあり、2025年度(令和7年度)は7グループに約90万円を助成しました。本号自主ゼミだよりも掲載のとおり、地道な研究やフィールドワーク、法律相談、時宜を得たテーマの公演、同窓生を講師に招いた講演はじめ各大会では優勝や入賞するなど数々の成果につながっております。東北法学刊行会は「東北法学」第60号を発行しました。

(4) 同窓会との連絡

- ・問合せ：dosokailaw@gmail.com 電話/FAX：022-795-6181
 - ・同窓会 HP：https://www.law.tohoku.ac.jp/alumni/
 - ・住所変更：メールのほか会員情報登録フォーマットをご利用ください。
 - ・同窓会費：従来年額3,000円ですが、少なからずご厚志のお申し出がごございます。3,000円以上の振込(ゆうちょ銀行又は郵便局)も可能です。※別紙ご案内参照
- 同期会開催への支援：計画中のグループには会報寄稿を条件に本学プロデュース日本酒「萩丸」の提供など人数に合わせて行っております。ご希望のグループはあらかじめ事務局にご一報ください。

(5) 令和8年度総会審議事項

今年度の総会は、7月4日(土)東京支部総会と合わせて開催されます。議事内容は以下の通りです。ご意見等ございましたら6月22日(月)まで事務局あてメール等でご連絡ください。

1. 令和7年度決算案及び令和8年度予算案

本号本部だより(1)掲載の通り

2. 令和8年度同窓会運営方針案

- (1) リアルタイムの情報共有と広範囲に寄付を創出するPRの仕組みづくり
- (2) 同窓生からの提案、各支部訪問時の情報交換をもとに新しい同窓会を構築
- (3) 会報やHPを通じた同窓会員の近況や大学の取組、学生の活動状況の紹介
- (4) 活動方針、課題、提案を踏まえ、予算編成に反映する
- (5) 若手会員の掘り起こしや総会への学生参加に向けた助成

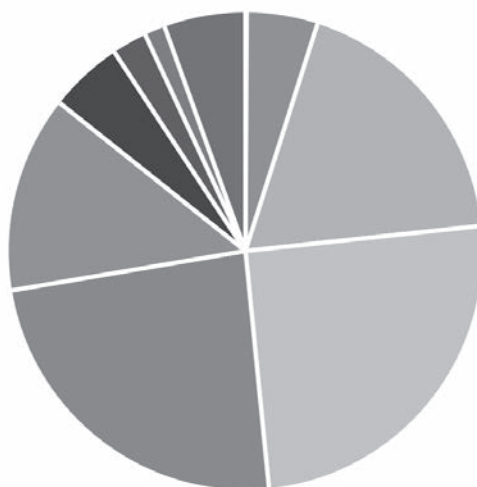
3. 行事企画

本号本部だより（2）掲載の通り

4. その他

他学部、萩友会、東京芝蘭会等とのネットワークを活用し効果的な運営を図る。
継続的懸案事項の整理と調整を図る。

卒業年代	納入者	%
1940年代	1	0.1%
1950年代	55	4.8%
1960年代	209	18.4%
1970年代	285	25.1%
1980年代	272	23.9%
1990年代	151	13.3%
2000年代	57	5.0%
2010年代	27	2.4%
2020年代	16	1.4%
院 生	63	5.5%



■ 1940年代 ■ 1950年代 ■ 1960年代 ■ 1970年代 ■ 1980年代
 ■ 1990年代 ■ 2000年代 ■ 2010年代 ■ 2020年代 ■ 院 生

R7年度 卒業年代別会費納入状況



令和6・7年度卒業生進路状況

3月25日に令和7年度の学位記交付式が行われました。令和7年度の卒業・修了生(9月卒業・修了者含む)は学部生で154名(内女性57名)、法学研究科で修士課程5名(内女性3名)、博士課程4名(内女性2名)、法科大学院で35名(内女性8名)、公共政策大学院で35名(内女性9名)でした。その後、川内南キャンパス文系総合講義棟で3名への総長賞、17名(内女性7名)への法学会賞授与式及び祝賀会が行われ、期待と覚悟を持ってあたらしい世界へと羽ばたきました。

■法科大学院修了者の進路

司法修習24名、司法試験受験9名、就職1名(東北電力)、進学1名(東北大学法学研究科研究大学院後期課程)

■公共政策大学院修了者の進路

国家公務員総合職等：総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、衆議院法制局

地方公務員：北海道、岩手県、宮城県、福島県、仙台市、天童市、福島市、大阪市

民間関係：日本総合研究所、日本放送協会、読売新聞社、東奥日報社、三菱UFJ信託銀行、明治安田生命保険相互会社、アフラック生命保険、豊田自動織機、安藤・間 等

進学：東北大学法学研究科研究大学院(後期課程)

令和7年度の学部卒業生・研究大学院修了生についての進路状況はデータの開示が会報発行まで間に合いませんので、後日判明次第同窓会HPに掲載し、来年の会報でも報告します。以下は会報前号で掲載できなかった令和6年度の進路状況です。

■令和6年度学部卒業生の進路

168名中、就職113名、進学38名、就活中その他17名。就職者のほぼ半数は、国家公務員総合・大卒20名、金融業・保険業20名、地方公務員14名。このうち下記は回答を承諾した卒業生の行き先です。

※順不同・株式会社等省略

国家公務員総合・大卒：総務省、厚生労働省、国土交通省、外務省、金融庁、参議院事務局

裁判所職員：名古屋高等裁判所、仙台地方裁判所、仙台地方・家庭裁判所

都道府県上級：秋田県、山形県、宮城県、千葉県、茨城県、富山県、徳島県

市役所上級、町・村職員：つくば市

上記以外：東北大学、国際協力機構、日本貿易振興機構、住宅金融支援機構、東北管区警察局

民間企業等：三井住友銀行、日本郵政、七十七銀行、三菱UFJ信託銀行、パークレイズ証券、みずほ証券、大和証券、三菱UFJニコス、日興システムソリューションズ、ROXX、TOKAIグループ、ラクスル、東日本高速道路、日揮ホールディングス、アイリスオーヤマ、EYSC、NTT東日本、NTTドコモ、NEC通信システム、日本電営、東北電力、北海道テレビ放送、ステップ、ORB、河合塾マナビス、早稲田学習研究会、RECCOO、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、杉本法律事務所、ベリーベスト法律事務所、司法書士法人杜office、アフラック生命保険、三井住友海上火災保険、日本生命保険相互会社、日本財宅、ブリダストン、JR東日本、三菱重工業、鹿島建設、竹中工務店、東建コーポレーション、三菱鉛筆、オリエンタルランド、アーキテックス、DYM、レバレッジズ、Dirbato、アポットジャパン、クスリのアオキ、ZEALS、giftee

進学：東北大学法科大学院17名、同公共政策大学院3名、同研究大学院1名、他大学及び他研究科等17名。

■令和6年度研究大学院修了者の進路：

前期課程修了者7名。アクセンチュア、TDIグループ情報技術開発、七十七銀行、三菱総合研究所 等

後期課程修了者13名。東北大学、長崎大学、広西大学(中国)、日本経営システム 等



秋田支部

秋田支部総会を

開催しました

山田 芳浩

令和7年度における秋田支部総会は、令和7年10月10日金曜日午後6時より、秋田市のアキタパークホテルにて開催いたしました。

今年度は19名の会員の皆様にご出席いただいたほか、本同窓会前会長の戸澤英典先生や成田美子事務局長（S59卒）にもご来賓としてお越しいただき、公務がお忙しい中ご出席いただいた戸澤前会長と、当支部総会の開催に当たり資料提供などご配慮いただいた成田事務局長に対しまして、改めて感謝申し上げます。

さて、懇親会では、支部顧問の佐藤博身さん（S41卒）のご発声による乾杯の後、和

気満々とした雰囲気では進行し、参加者は大いに交流を深めました。

また、戸澤前会長及び成田事務局長よりご挨拶を頂戴し、最近の本学及び仙台市の様子などもご紹介いただきました。

特に印象深いこととして、「本学法学部・大学院法学研究科の現状」において、本学法学部生各位が、学部内での学習はもとより、自主ゼミ活動において優秀な成績を収めていることとあります。

本学が、官民各界に対して、まさに「国の礎」といえる有為な人材を輩出していることについて、改めて誇らしく感じた次第です。

このほか、昨年度に続き、余興として本学にちなんだクイズ大会も行いました。

今年度はプレゼンテーションスライドの作成にAIを用いたほか、景品として本学生協が販売している「川内第2食堂普通カレー」を提供するなど、様々な工夫を凝らし、東北大学の歴史・文化を共有

することができ、有意義な時間となったものと感じております。

懇親会の最後には、学生歌「青葉もゆるこのみちのく」を全員で斉唱し、本学との絆を再認識することができました。

秋田支部の会員は、伝統的に官公庁（特に秋田県庁）関係者が多いのですが、市町村や民間企業、専門職（士業）の方々もいらつしやいます。

少しずつではありますが、出席者の若返りも進んでおります。アラフォー以下の世代の方々も珍しくなりました。また若干名ではありますが、初めて参加される会員の方や女性会員にもほぼ毎年御出席いただいております。

年齢・性別・職域を問わず、同窓のよしみで交流を深められ、公私の交友関係を広げられる貴重な機会ですので、今後とも多くの会員の方々に御越しいただきたいと思っております。最後に改めまして、ご出席いただいた皆様と、準備に奔走しつつ勧誘・掘り起こしを

頑張っていたいただいた役員・幹事及び常連会員の皆様に、感謝を申し上げます。

今回の開催日程は未定ですが、決まり次第、ご案内を差し上げます（例年は夏から秋頃の開催です）ので、皆様のご出席をお待ちしております。

秋田県内に転入された方や、興味があつて参加したいが案内が届かないという方は、お手数をおかけしますが、同窓会本部または秋田支部までご連絡ください。

【同窓会本部連絡先】

（秋田支部長 S53卒）



この会報やWebサイト等に記載のとおりです。

【秋田支部連絡先】

秋田支部幹事

藤木 正博（H19卒）

Fujiki-Masahiro@pref.

akita.l.jp

宮城支部

支部だより「宮城支部」

渡 辺 泰宏

令和7年度は、本部と緊密に連携しながら活動を展開致しました。主に「7月合同総会」と「11月役員幹事懇談会」を報告します。

1. 67名の総会開催

令和7年7月11日（金）午後6時より本部・宮城支部合同総会を「ホテルJALシティ仙台」で開催致しました。2年に一度の本部との合同総会で、当日は自主ゼミの現役学生も招待しながら、総勢67名の参加を頂きました。

まず本部総会では久保野恵美子同窓会長（議長）の下で議事審議となり、6年度活動報告や7年度計画ならびに旅



(7月総会集合写真)

費規程改正案が承認されました。役員人事では、長年本部署務局を支えて頂いた清水廣行・岡崎隆一氏に代わり新事務局長・次長に成田美子氏・松田敬男氏の就任も承認されました。

続いて宮城支部総会では、荒支部長より卒業生が多方面で活躍する現状を寿ぐ挨拶の後、議事については会員相互の交流連携を核にした活動計画ならびに役員改選では佐野好昭理事の副支部長就任や新理事に松田敬男(常任理事)・阿部俊徳・高橋義広・庄子希恵・齊藤洋之氏就任も承認されました。

その後の懇親会では、様々なに議論の輪が広がり、企業や行政・法曹界の近況、さらには現役学生の皆さんからの報告等をまじえ、最後は「青葉もゆる」を斉唱し、極めて盛況のうちに、お名残惜しく、会を終了致しました。

令和8年は7月10日(金)に宮城支部単独の総会を「ホテルJALシティ仙台」で開催致します。現役学生・院生の参加も広く呼び掛けて参りますので、多くの方々のご参加をお待ちしております。

2. 役員幹事懇談会
令和7年11月20日(木)午後6時より、地元百貨店「藤崎」内の「ケヤキカフェ」において20名が参加致しました。荒支部長の冒頭挨拶後、ご来賓の久保野恵美子同窓会長のご挨拶(司法試験合格者増等)に続き、本部ならびに宮城支部・東北芝蘭会の活動報告を行いました。

ご講話には、阿南友亮(あなみゆうすけ)法学研究科教授より「荒ぶる中国の診断書」



(役員幹事懇談会集合写真)

と題して中国問題を考える基本的視座から講演頂きました。実は、一昨年の前回にご講話を頂く予定でしたが急遽ご家庭の事情で今回の実現に至りました。中国のGDPは中国統計局発表のものしかないことや現在の日中関係を考える際の重要ポイントなどを懇切にご教示頂きました。

その後の懇親会では、昨今の熊出没や卒業生の進路状況、さらには国際情勢など幅広い話題で盛り上がり瞬く間の3時間でした。また、会場にはアルバイトスタッフとして法学部の学生もいて、集合写真にも参加して頂くなど、

和気藹々の楽しい時間となりました。彼には我々先輩がどのように映ったかはずれ聞いてみたいと思います(余談ですが)。

これからも荒支部長の下で本部や理事・職域幹事の方々との連携を密にしながら活動を進めてまいります。

(宮城支部事務局長 S53卒)

福島支部

福島支部総会を開催いたしました

板垣良夫

令和7年10月31日(金)、支部会員16名の出席のもと、第46回東北大学法学部同窓会福島支部総会を開催いたしました。総会では、令和6年度事業報告及び決算の承認、令和7年度の事業計画・予算案の審議など、支部運営の基本となる案件について御審議いただきました。

総会後の懇親会には、同窓会本部から久保野恵美子同窓会長(法学研究科長・法学部長)と成田事務局長をお迎え

し、福島支部恒例のミニ講義として、久保野会長より「夫婦・親子以外の家族的関係」をテーマに御講義いただきました。高齢兄弟や友人同士の支え合いといった親密な関係を民法上どう捉えるかという問題意識のもと、家族法改正、特別寄与料制度、同性婚をめぐる近年の議論・判例にも触れながら、今後の立法論・解釈論の方向性を丁寧に解説いただきました。家族のかたちが多様化する中で、法が人と人との「助け合い」をどう支えるべきかを考える、示唆に富む内容でした。

続いて成田事務局長からは、宮城県庁勤務および東北大学共創戦略センター特任教授としての御経歴を踏まえ、東北大学が国際卓越研究大学に指定されるまでの取組、世界最先端研究施設「ナノテラス」を軸とした理系分野の研究、海外大学・企業との連携やスタートアップ支援の状況について紹介いただきました。加えて、片平キャンパスの歴史や女子同窓会「芝蘭会」

の活動、学術振興基金・応援基金を通じた学生支援、国際法クラブや交渉コンペで活躍する学生の様子まで幅広くお話しいただき、母校の現在（いま）を実感するともい、会員一同、母校への思いを新たにする機会となりました。

懇親会では、法曹界、民間企業、行政など各分野で活躍される会員が、学生時代の思い出や近況を語り合い、和やかに親睦を深めました。東北大学生を受け入れた短期就業体験のエピソードも紹介され、若い世代との交流や後輩支援の意義を再確認するひとときとなりました。

令和8年度の総会は、例年どおり10月30日（金）午後6時、杉妻会館にて開催を予定しております。多忙な日々とは存じますが、日常では得難い交流と刺激が得られる貴重な機会ですので、ぜひ御参加くださいますようお願い申し上げます。

なお、転勤等で福島県へ転居された方につきましては、住所・勤務先等の変更を福島

支部事務局までお知らせください。

（福島支部事務局担当 H12卒
E-Mail: tohoku.law.fks@gmail.com）



新潟支部

新潟支部報告

水内 基成

新潟支部は令和7年度の活動として、同年9月6日（土）にアートホテル新潟にて支部総会・懇親会を開催しました。当日は、本部の久保野恵美子同窓会長、伏見岳人

教授（東北大学公共政策大学院長）、宮川司萩友会特任准教授、成田美子事務局長を含む24名の参加をいただきました。これに先立ち5月に学部の枠を超えた交流の一環として工学部、農学部の同窓会支部役員との意見交換会・懇親会を開催したところ（宮川さんにお骨折りました）、総会当日の工学部同窓会（青葉工業会）支部からお二人のご参加につながりました。

伏見教授は新潟県民なら誰もが名を知るかまぼこ屋さんがご実家とのことで、ご自身の研究対象である後藤新平と新潟との縁を含めた興味深いお話をいただきました。成田事務局長からは女子同窓会の歴史や学生団体を資金面で応援する Giving Campaign のご紹介がありました。成田さんの大学同期同クラスの方の参加もありました。参加者各位の近況報告も多様で大いに懇親を深め、有志による二次会も大変盛り上がりしました。

新潟支部の皆様は、顔触れ

や経歴も多彩で、先輩方も偉ぶらない気さくな人柄の方ばかりです。平成10～20年代卒の若い方も参加していただいています。母校の「今」を知ることができたり、社会人になつてからのお互いの意外なつながりが判明したり、総会参加をきっかけに新たなつながりができたりと、同窓つてやはりいいものだ、貴重だなと思います。

令和8年度の総会・懇親会は本年9月5日（土）18時、アートホテル新潟駅前にての開催を予定しています。新潟



東京支部

芋煮や東北の名産を食べながら

宮川 司

令和7年7月5日東京京橋の明治屋ホールにて、東北大学の幟、東北大学萩友会の旗を掲げて、会員80名程度の参加で令和7年度の東京支部会総会を開催しました。

総会は、原田会長の開会挨拶、事務局長の宮川からの活動報告、鈴木さんからの会計報告を行い、つつがなく終了しました。

今年度は、東北大学が国際卓越研究大学となったことを踏まえて、久保野研究科長が



ら「法学部の現状と課題」という題名でのご講演と、応援のお願いとともに、「研一くんピンバッチ」の紹介もされました。

同窓生の田口監事からは、大学の現状の話と応援依頼がされました。

懇親会では、原田会長の乾杯挨拶の後、中堅若手が調理した山形風の芋煮、東北の名産品、差し入れのお酒や新鮮な野菜、留学生が考えたアイスを食べながら、懇親を深めていただきました。

最年長参加者の志岐先輩、本学法学部ご出身の高畑先生

(行政法)のお話もあり、非常に盛り上がりました。

最後は、中里副会長からの「来年は、もう一人同窓生を連れてきて!」という挨拶で閉会しました。

会長をはじめとした方々からのお酒、新鮮野菜、お菓子の差し入れ、中堅若手の方々による芋煮調理のおかげで会費低減も実現し、参加された方々にも、東北の味をお楽しみいただけたかと思えます。

中堅若手の方々には、お忙しいところ、フェイスブックの更新、芋煮食材の調達から調理までご協力いただき、感謝申し上げます。

メルマガ掲載にご尽力いただいた基金・校友事業室の皆様をはじめ、ご協力いただいた大学本部の方々に感謝申し上げます。

次回以降も、当面は今回の方法で実施してまいりますので、ご参加、よろしくお願います。また、在校生、同窓生の皆様方に同窓会を知っていただくことも目的として、次の取り組みを実施していま

す。

○ギビングキャンペーンへの

協力

ギビングキャンペーンは、企業が提供した資金を、東北大学学生団体(学友会や自主ゼミ)応援を目的として、毎年10月くらいに投票を行い、その投票結果により、当該団体に資金が分配されます。

昨年から法学部の自主ゼミが合同でギビングキャンペーンのための団体「Jurists」を作り、初回参加ながら、95団体中43位の169票を獲得しました。

今年も大学メルマガで大学全体としての投票依頼がありますので、昨年以上の投票をお願いいたします。

○東京支部会事務局からのお願

総会などのご連絡については、萩友会HPや萩友会メルマガジンでお知らせしますので、「萩友会メルマガ」への登録をお願いします。

(東京支部事務局長 H2卒)

東海支部

東海支部総会

森 亮 太

令和7年5月16日(金)、東北大学法学部同窓会東海支部総会及び懇親会が「純系名古屋コーチン樞(くるる)」(名古屋市中村区名駅4-3-11)にて開催されました。東海支部会員24名に、

東北大学法学部長・法学研究科長・同学部教授の久保野恵美子様、東北大学法学部同窓会事務局長の清水廣行様、東北大学法学部同窓会東京支部「萩友会」(全学同窓会)の宮川司様を合わせた計27名の参加となりました。

東海支部総会は、老舗料理店やホテルにおいて開催されることが通例となっていました。今年度は、昨年度に引き続き、名古屋駅にほど近い名古屋コーチン料理の居酒屋で開催しました。

佐野眞琴支部長(昭和56年卒)の開会挨拶に始まり、久保野様、清水様、宮川様から

東海地区では、日頃、東北大学とのつながりを感じる機会

はそう多くないというのが実情でしたが、昨今では、東北大学の話題が新聞等でも報道されることが多く、参加者はみな、現在の東北大学の活動状況を熱心に聞き入っていました。会の中盤には、参加者全員にスピーチの時間が割かれ、学生時代の思い出や、卒業後の同窓生間の関わりを中心とした思い出話に大変盛り上がりました。同窓生が多面で活躍されていることが分かり、自身の励みにもなりました。終盤には、応援団OBである加藤雄一先輩(平成7年卒)の掛け声に合わせて、恒例イベントの応援歌「青葉もゆるこのみちのく」の合唱が行われた後、全員で写真撮影をして締め括られました。

さて、令和8年度の東海支部同窓会は、令和8年5月中旬頃を予定しています。会場は、引き続き、「純系名古屋コーチン樞(くるる)」を中心に現在検討中です。ぜひ東海地区にご在住の方で、出席

を希望される方、幹事から総会開催の案内状が届かない方がいらっしやいましたら、幹事の私森（連絡先052-951-7737（勤務先））までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

（東海支部幹事 H19卒）



大阪支部

大阪万博開催後の

大阪支部 同窓会

藤原 武士

令和7年10月18日（土）、今年度の大阪支部の同窓会を

開催しました。今年も本部から、成瀬先生、石田先生、成田事務局長をお招きしました。今年は総勢17名と例年よりも少ない参加人数となりました。人数が少なくなった分、全員からの近況報告をじっくり聞くことができて、アットホームで穏やかな雰囲気での開催となりました。

今回、人数が少なくなった原因として、大阪万博の影響があったと考えています。同じ週の10月13日（月）に大阪万博が閉会しました。大阪万博に警備員が集中して配置されたことから、関西の夏の行事の多くが延期され、大阪万博の終了後、今まで延期されていた行事が一齐に開催されました。同窓会を行った10月18日も、毎年7月末に行う予定であった淀川花火大会が行われました。夏に行われていた各地のお祭りも行われたところが多かったと聞きます。運動会のシーズンも重なり、子育て世代の若い同窓生には、参加が難しかったと思います。

今回は、例年より参加人数は少なかったものの、少人数ならではの温かい雰囲気の中で、同窓生同士がゆっくりと近況を語り合う有意義な時間となりました。一方で、多くの行事が重なったことで、参加を希望しながらもご都合が合わなかった方がいらっしやったことは、残念に思っています。

今後は、より多くの同窓生の皆さまにご参加いただけるよう、開催時期や周知方法についても工夫を重ねていきたいと考えています。大阪で同



広島支部

支部だよりー広島支部

総会・懇親会ー

風呂橋 誠

窓会を継続してきた先輩たちの思いを大切にしながら、世代を超えて気軽に集える場を守り、広げていければ幸いです。

今回は、令和8年9月11日（金）午後6時30分より開催予定です。久しぶりの方も、初めての方も、ぜひお気軽にご参加ください。

（大坂支部事務局長 H8卒）

広島支部では、令和7年6月14日（土）午後5時30分から、15名が参加して、総会と懇親会を開催しました。

久保野恵美子法学部教授・研究科長・学部長・同窓会長、清水廣行同窓会事務局長にご参加を頂きました。

昨年より参加者が若干減りましたが、中国四国地方の参加者が集いました。最近は、居酒屋の個室で、会議と懇親会を行うことになっており、

アットホームな雰囲気です。瀬戸内海の魚料理や広島のお酒などを味わいながら、会話ははずみしました。

その中で、学生時代に図書館裏のグラウンドで、ソフトボール大会をしていたことが話題になりました。私事ですが、クラスに野球経験者が多かったことから、「球遊会」（色々な球技を楽しむ会）を

結成し、法学部のソフトボール大会に参加していました。その頃は、別名ソフトボールゼミと呼ばれた「岡本ゼミ」を筆頭に各ゼミや無料法律相談所チームなどの強豪が名を連ねていました。当時、球遊会のキャプテン（高校野球部）と私は、同時に、岡本ゼミと法相チームにも所属しており、トーナメントを勝ち上がると、「どちらのチームとして出場するのか？」という「義務の衝突」に直面していました。もちろん、決勝戦は、球遊会として出場し、優勝しました。

今では、グラウンドも無くなっており、当時のソフト

ボール大会を知る卒業生も少なくなりました。広島支部同窓会は1年に1度ですが、こんな昔話を懐かしく語り合

い、盛り上がりましょう！
(広島支部事務局長 S 62卒)



東北芝蘭会

私の市長暮らし8年間を振り返って〜奥山恵美子氏をお招きして
—東北芝蘭会—

秋場 麗湖

1. 経過

東北芝蘭会は、主に東北地方在住の法学部・法科大学



院の女性卒業生によるOG会です。昨年は全学女性卒業生のOG会である紫蘭会との合同開催でしたが、今年は紫蘭会会長でもいらつしやる前仙台市長の奥山恵美子さん(経済・S49卒)をお招きし、講演会を開催いたしました。
※芝蘭…よき友と交わりよい影響を受ける(孔子家語)
2. 講演会概要
(1) 市長になるまで
仙台市役所職員、副市長からの出馬のきっかけは「市役所職員を元気にしたい」という思いだったとのこと。出馬を決める際、ご家族に相談せず自らの意志で道を切り拓いたというエピソードには、会場からも驚きの声が上がりました。当選には「時の運」もあったと謙遜されましたが、2009年7月、初陣の選挙

という高いハードルを乗り越え、政令指定都市で全国初の女性市長としての歩みが始まりました。

(2) 市長の三つの仕事

奥山さんは、市長の役割を「行政組織の運営」「市を代表しての発信・行動」「住民の方々の苦勞へのねぎらい」の三点に集約してお話しされました。また、組織運営の鍵となる市長の補佐役については、「性格の相性よりも、自分に足りない能力をいかにフォローしてくれるかが重要である」とお話しされたのが印象的でした。

(3) 市長の力とは？

それは「言葉」であると表現されました。政治家として、美辞麗句ではなく「この言葉でなければならぬ」という言葉を選ぶこと、ハートとリアリティが共存する言葉の重要性についてのお話は、大変示唆に富むものでした。最後に市長の仕事についても行政官として優秀であっても政治家として優秀であるとは言えない。それぞれ持ち味が違うというお話も興味深

かったです。政治家は「決めることがないものを決めること」「理屈だけでは結論が出ない」というところに難しさ面白さがあるという言葉で締めくくられました。

奥山さんの八年間の歩みを振り返るにはあまりに時間が足りず、参加者一同もつと話を伺いたいという名残惜しさを抱きつつ、盛会のうちに幕を閉じました。

(東北芝蘭会幹事 H26院修了)



法科大学院支部

令和7年度東北大学法学部同窓会法科大学院支部総会、記念講演会のご報告
布木 陵

1 はじめに

令和7年12月6日(土)に、令和7年度東北大学法学部同窓会法科大学院支部総会、及び、記念講演会、司法試験合格者との就職説明懇談会、懇親会(合格祝賀会)が開催されましたので、ご報告いたします。本年度は、前年度と同様、東北大学法科大学院エクステンション棟での現地参加と、Zoomを用いたウェブ参加とを併用するハイブリット開催と致しました。

2 第1部 記念講演会

東北大学法科大学院の第2期の同窓生であり、現在、弁護士兼不動産鑑定士として活躍されている弁護士中島俊輔先生をお招きし、同日午後4時より、「不動産鑑定と法律実務」を演題とする記念講演会を開催致しました。



3 第2部総会

講演会終了後、Zoomを併用しての総会が開催されました。

報告事項として、ロースクール教育の現状と課題、法曹資格者に対する継続教育の取組み、就職支援説明会などの活動等についての報告がなされました。

特に令和7年司法試験の結果についても報告がなされ、修了生と在学生あわせて49名が合格され、(受験者対比で43.36%の合格率)、全国的に見ても上位の合格率であったことについて報告がなされました。



4 同窓生と司法試験合格者との懇談会

本年度は、同日午後3時より、午後4時までの講演会の間に、同窓生の有志と、司法試験合格者との間で、就職活動や司法修習の準備などに関する情報提供を目的とした交流会が催されました。

遠方から参加した同窓生も加わり、多数の合格者・同窓生により、用意した時間をいっぱい利用し、非常に活発な懇談会となりました。

5 懇親会・合格祝賀会

本年も、同窓生による懇親会と、司法試験合格者が参加しての合格祝賀会を合わせ

て実施しました。遠方からも多くの同窓生に参加して頂くとともに、多くの合格者にもご参加頂き、教員の先生方も交えて、旧交を温めるとともに、合格者の前途を祝うことができました。

6 総括

前年から引き続き、司法試験合格者との懇談会、合格祝賀会を同時開催することで、司法試験合格後の同窓生への情報提供や同窓生とのつながりを作ることに一助となつたと考えられます。また、本年は司法試験合格者が多く輩出されましたが、当部会としても、司法試験合格者の増加に向けたサポートを引き続き行っていきたいと思います。

当部会としましては、今後同窓会の発展に努めて参る所存ですので、ご支援の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

(法科大学院部会長

H 23 卒・H 25 院修了)

自主ゼミだより

○無料法律相談所

1. ゼミの概要

皆さんこんにちは。東北大学無料法律相談所(通称:法相=ほうそう)です。私たちは、宮城県・仙台市を中心として無料で法律相談にお答えする活動をしております。1928年に設立された伝統のある団体で、現在は約80人の学生が所属しています。具体的な活動内容は、市民の皆様から電話やメールで寄せられた契約や労働、親族、相続等に関する問題について、大学で学んだ法律の知識を用い、所員が法律上の問題点を考え回答を作成し、教授や弁護士の先生方と検討した上で、土曜日にお客様に回答をお伝えするというものです。活動の期間は、前期が4月から7月、後期が10月から1月となっております。当相談所は学生主体ということもあり、法律専門家より数居の低い相談先としてご利用いただけることや、時間の制約がないため、じっくりとご相談いただけることが強みと考えております。



2. R7 年度取組みと成果

令和7年度前期は合計23件、後期は21件の法律相談にお答えいたしました。活動の中心はお客様からの法律相談に対する回答活動ですが、市内での広報活動等も所員が行っています。また、夏休み中には、東北地方の法的サービスに触れる機会の少ない地域において、その地域の方々を対象に相談活動(出張相談)も行っています。令和7年度は、福島県二本松市に赴きました。さらに、当相談所では広報誌『樺』を毎年3月に発行しており、執筆にあたり他大学訪問を行っています。令和7年はオンラインの形にはなりましたが、新潟大学法律相談部との交流をさせていただきました。

3. R8年度の目標と取組み案

令和8年度においても、引き続き法律相談を行ってまいります。また、出張相談や、『櫻』執筆に際しての他大学訪問等も行う予定です。これらの活動に加えて、当相談所は2028年に設立後100周年を迎えますので、100周年に向けた準備を進めてまいります。具体的には、2028年11月、12月頃に**100周年記念イベント**を行いたいと考えており、イベントの企画内容を練るとともに、これまでの当相談所の歴史・記録の整理をいたします。イベントの詳細は、『櫻』や来年度以降の自主ゼミだより等にて、決まり次第お知らせいたします。

100周年記念イベントや、回答活動の際に参考にする書籍の購入等のため、当相談所では寄付金を募集しております。寄付をご希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡いただけますと幸いです。

E-mail : muryo-sodan@law.tohoku.ac.jp

ホームページ : <https://tohoku-lab.secret.jp/index.html>

○模擬裁判実行委員会

1. ゼミの活動内容

東北大学法学部模擬裁判実行委員会は「法学部生としての視点から社会問題を取り上げ、裁判劇を通して、市民の皆様は法と社会の関わりについて考えていただくきっかけを作る」という理念のもと、毎年川内萩ホールにて模擬裁判劇の公演を行っています。令和7年度は「内部通報」をテーマに公演を行いました。模擬裁判とは、法科大学院等の授業で行われているもので、実際に行われる裁判とほぼ同様の手続きや法律に則っているため、専門用語が多数使われるなど、法律の知識を前提としたものが多くあります。それに対し、当委員会が行っている模擬裁判は他の多くの模擬裁判と異なり、「劇」の形をとっているため、緊張感のある法廷シーンだけでなく日常シーンも描かれ、法律の知識が少ない方でも親しみやすい内容となっています。



本年度は3年生13名、2年生12名、1年生14名の計39名で活動しました。基本的に1年生はキャストとして劇に出演し、上級生は演技指導をはじめとする劇作や、団体の運営を行います。

練習頻度は5～7月は月・水・金の週3回で16時半から18時半まで練習し、10月から11月末にかけては月・水・木・金・土の週5回で16時半から20時まで練習します。

2. 活動成果

本年度は内部通報をテーマとした劇を11月29日(土)・30日(日)に行い、来場者数は両日合わせて460名でした。来場者数は昨年度から50名増える結果となりました。

公演後のアンケートには、内部通報制度自体をそもそも知らなかったという感想や、通報制度そのものは知っていたが現状や問題は知らなかったという感想が多く寄せられ、今回の公演を通して多くの方々へ通報制度の現状やあるべき姿について考えていただくきっかけを提供することができました。

3. 来年度の目標

来場者数500名を突破することを目標にしたいです。

詳しい活動内容については、ぜひホームページやSNSをご覧ください。

【連絡先】

E-mail : tohoku.mogisai@gmail.com

HP : <https://tohokumogisai.jimdofree.com/>

Twitter : @tohoku_mogisai

Instagram : @tohoku.mogisai

○法社会学研究会

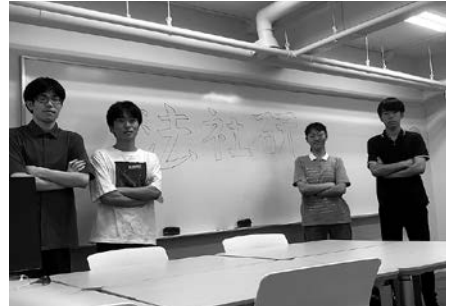
1. ゼミの概要

当会は、社会問題や政策課題を学ぶ活動を通じて、法と社会の関わりを探求し、現代社会について多角的に考えられる力を養うことを目的として、日々の活動に取り組んでいます。

2. R7年度の取組みと成果

今年度は、前期のテーマを「労働問題・社会保障」、後期のテーマを「憲法問題・選挙」として、週に1

回の担当者によるレジュメ発表と議論の活動を通して学びを深めました。特に、後期からはレジュメ発表の際に、その時点での発表者の意見を示すことで、議論によって新たに得られた学びを明確化できるようにしました。これによって、議論もより活発になり、新たに得られる知見もより多い活動になったと感じています。また、令和6年度後期から令和7年度前期までの活動内容をまとめた機関誌「轍」を発行し、議論を通して得られた発見を確認するとともに、各人が担当した発表回の活動後記事の執筆を通じて、これまでの学びをさらに深めました。



3. R8年度の目標と取組み案

来年度も、レジュメ発表と議論を通して、法が社会でどのように使われているのか、現状どのような課題があるのかを発見し、その課題解決のために法がどうあるべきかを考えていきます。また、今年度後期からはじめたレジュメ発表の際の意見表示とそれによって明確化された学びの内容を踏まえて、「轍」に掲載する活動後記事の内容も、より豊かなものとなるよう努力したいと考えています。議論によって新たに得られた視点から自分の意見を考え直してみたり、議論を通して気づいた疑問点について追究してみたりすることによって、課題をより多角的に、深く考える機会としたいと思います。さらに、フィールドワークを実施し、議論の際に言及されたような法が実際に使われる現場に足を運ぶことで、現実にはどのような法や解決策が必要とされているのかを考える機会としたいと思います。

e-mail : hoshaken_tohoku@outlook.jp

X : <https://twitter.com/hoshaken>

○倶楽部国際法

1. ゼミの概要

私たち倶楽部国際法は、その名の通り日々国際法に関する知識を深め、研究を行っています。主な活動内容としては、夏に行われる Japan Cup と冬に行われる Jessup と呼ばれる模擬裁判大会に出場すること、また大会に向けた準備をすることが挙げられます。

2. R7 活動実績

Japan cup において、総合2位・メモリアル書面原告1位被告2位の成績を納め、Jessup では総合3位、被告メモリアル2位を獲得しました。個人の成績も非常に高く、Japan cup では弁論者として外務大臣賞・原告1位・被告1位・被告2位を獲得しました。このように他の自主ゼミと比べても精力的に活動しています。次に、具体的にどのような活動を行っているのかを知って頂くために、まずは大会の内容について説明します。大会において、私たちは架空の国際紛争の当事国代理人として法廷に立ち、原告・被告それぞれの立場から弁論を行います。弁論の際には、裁判官役である弁護士の方々や国際法学者の方々や質疑応答を交えながら、自国の主張の説得性をアピールします。また、大会の際に採点の対象となるのは、弁論だけでなく、メモリアルと呼ばれる各参加チームの主張を書面にまとめたものも含まれます。メモリアルは、大会の1~2ヶ月前に提出し、その時までに主張の大半の内容を決めることとなります。大会で出題される国際紛争は非常に難解ですが、それだけにやりがい大きく、何より部員同士で意見をぶつけ合い、より完成度の高いメモリアルや弁論を目指していくことの面白さを感じることが出来ます。

3. R8の目標

Jessup の日本大会で優勝し、ワシントンで行われる世界大会に出場することです。そのために、より密接に連携をとり、より資料を読み込み、大会に臨みたいと考えています。

ここまでの紹介から、倶楽部国際法は硬派なサークルと思うかもしれませんが、しかし、本サークルでは、大会後の旅行や芋煮会、クリスマス会など、日頃から部員の交流の場を多く設け、大会中により親密な連携を図ることができるよう、日々活発に活動しています。以下、メールアドレスと Instagram・Twitter のアカウントを載せておきますので、私たちの活動に興味をもっただけでしたら、ご連絡のほどよろしくお願いたします。

メールアドレス : tohokukokusaihou@gmail.com

Twitter アカウント : @clubkokusaiho

Instagram アカウント : tu_international_law_club

○ Negoistic!

1. ゼミの概要

我々は、11月に開催される「大学対抗交渉コンペティション (Intercollegiate Negotiation Competition)」(以下、INC)での入賞を目指して活動しております。本大会では1日目には仲裁を、2日目には交渉を行います。仲裁も交渉も、国際的なビジネスを題材とした問題であり、約2カ月かけて英文契約書を含む数十頁の問題に取り組みます。仲裁では、国際商事仲裁を扱います。国際商事仲裁について規定した「ユニドロワ (国際的な商取引等のルールを作成機関。ローマに本部)」と「アンシトラル仲裁規則 (国連国際商取引法委員会が作成した仲裁ルール)」を法規として扱い、主張・反論や仲裁人からの質問への応答を行います。交渉では、主にビジネスの国際商談を扱いますが、年によっては紛争の和解も扱います。相手の利益を考えつつ自社の利益を最大化できる合意ができるよう、ハーバード流交渉術に基づいて交渉します。大会の準備を通し、法的論理的思考力や交渉能力の向上に励んでいます。

また、昨年度から「Visionary World Cup」という他大学の学生とチームを組んで交渉を行う大会にも出場し、技術の交流にも励んでいます。



2. R7年度取組みと成果

- ・大学対抗交渉コンペティション (INC) : 全体 27 大学中 22 位
日本語 1 チームの成績 : 仲裁 101.5 点 交渉 93.5 点 (各分野 150 点満点)
日本語 2 チームの成績 : 仲裁 87.5 点 交渉 89.5 点
(出場できるチーム数に制限があるため、東北チームは 2 チーム出場しました。
以上二つのチームに大きな差はなく、二年生 3 人一年生 1 人で構成しました。)
- ・ Visionary World Cup : 日本語の部個人 1 位 二年宍戸天蓮紗 (全 9 名)
日本語の部チーム 1 位 二年宍戸天蓮紗 (全 3 チーム)
(交渉を主に担当している二年生 2 人が個人で出場しました。)

3. R8年度目標と取組み案

今年度の INC では結果が振るわず悔しい結果となってしまいましたが、1 チームの成績のみ考慮すれば、入賞を十分狙える成績でした。来年も変わらずに、全体入賞を目標に活動します。また、Visionary World Cup については、今年度と同様、継続して入賞することを目標に活動します。

4. 問い合わせ

e-mail : negoistic.tohoku@gmail.com

インスタグラム : negoistic_tohoku

○ 公共政策研究会

1. ゼミの概要：目的・趣旨・活動方針など

公共政策研究会は、東北大学唯一の政治系自主ゼミとして地方創生、外交・安全保障、選挙制度、文化理解など、様々な分野について日々議論を行っています。我々の活動は、通常活動、発展活動、特別活動があります。弊団体の目的は、授業での知識の拡大と実践です。授業で得た座学の知識を実社会に生かすためのプロセスを学ぶ場として機能することを目指しています。弊団体は、公務員志望の学生が最も多く在籍していますが、法曹志望や民間企業志望の学生も多数在籍しており、社会に出て役立つ知識や教養を養える団体でありたいと考えています。

2. R7年度取組みと成果

それぞれの活動について紹介いたします。通常活動では、商店街の後継者不足や外国人政策、死刑制度など、宮城県の問題から日本国内、さらには海外での問題に至るまで幅広い分野の議題を取り扱い、毎週一回レジュメを作成して議論を深めています。この議論を通じて社会問題への見識を深め、その解決に向けてどのような事情を勘案すべきかを学んでいます。また、発展活動では通常活動をより実践に生かした活動を展開しています。具体的には内政と外交という特定のテーマに絞って、少数で議題に対する理解を深めるための活動を行っています。R7年度の内政分野では、宮城県の職員の方にご協力いただき、副知事に政策提言を行いました。宮城県の若年層の人口流出に着目し、みやぎポイント (みやぎ県民公式アプリ「ポケットサイン」上でもらって使えるポイントのこと。1ポイント=1円。)を使った就活支援システム

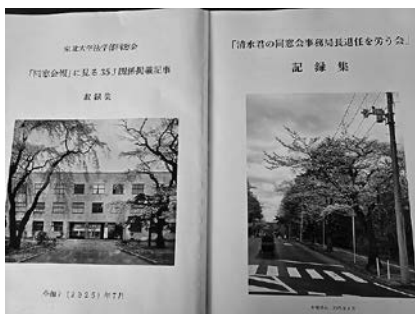
の構築を提言しました。最後に、特別活動では、宮城県庁での業務説明会や、国会議員の方や地方議員の方を講師としてお招きした意見交流会を行っています。宮城県庁での業務説明会では、公務員の働き方についてR7年度は、国会議員の岡本あきこ議員、市議会議員の菊地崇良議員をお呼びして、国債発行やガソリン減税の問題、政令指定都市としての仙台市の役割について意見交流を行いました。さらに8月には、東北大学法学部のOBである、青森県知事宮下氏をお招きし、講演会を開催いたしました。地方行政を担う最前線の宮下知事のお話は非常に学びの深い経験となりました。幅広い活動を展開し、弊団体のメンバーにとって実りの多い活動になったと実感しております。

3. R8年度の目標と取組み案

弊団体は100名以上のメンバーがいる東北大学法学部唯一の政治系ゼミであり、それぞれの興味関心に対応できる活動を目指します。通常活動では、より実践的な議論を目指します。特別活動や発展活動では、議員や行政官との意見交流会や宮城県庁への政策提言を継続します。

4. 問合せ email・HP・インスタグラム・X・LINE ほか

e-mail : tu.koseiken@gmail.com
 X : @kouseikentohoku
 インスタグラム : tohoku_koseiken
 HP : 無し
 匿名質問箱 ※法社研など
 インスタグラムのリンクから飛べます。



山・阿部・千葉・田村の諸氏と池上と、40丁の阿見君も参加してくれて、清水君のご苦

▼清水君事務局長退任を労う会
 清水君が18年間続けてきた同窓会事務局長を退任することになったので、最終の全体35丁会の幹事であった力行幹事にも声をかけて「労う会」を7月29日に法学部小会議室で開催しました。力行幹事の菊地君、古口君を加えて仙台での定例会の常連である秋

35丁会

同期会だよ

労をねぎらいました。久保野学部長もお菓子の差し入れを持参してのごあいさつと終わりのエレベーター前での見送りと二度も顔出ししていただきました。これも清水君の人徳の表れでしょう。この会に合わせて、清水君が「同窓会報」に掲載された同期の皆さんの文章を拾い出し100ページの冊子を作ってくれたので、当日皆さんに配りました。最近の18年にわたる35丁会報告も網羅され、我々にとっては格好の記録集となりました。

「35丁会忘年会」
 12月5日仙台駅ビル東口の仙台キッチンで忘年会を開催しました。秋津君も入ったいつものメンバーに加えて山梨の芦沢君も参加し合計8名の会でした。7月の「清水君を労う会」をフォローする28ページ建ての小冊子「記録集」を配布しながら、お互いの近況を交換する楽しい会でした。令和8年からは春の観桜会（何時になるかは桜次第）と12月第一土曜日昼の忘年会を定例会合として、遠方

からの来仙者があれば都合のつくメンバーで随時集まり対応することに決めました。多くの皆様のご参加をお待ちしています。参加可能な方は池上・清水・千葉まで連絡をお願いします。

(池上 武 S39卒)

48丁北社会

▼わが48丁1-2北社会
 北社会は、昭和48年に法学部に入學し1年2組に所属した有志10名程の集いで、その後の卒業年次は昭和52年組から以降数年間に分かれたが、いつの頃からか、仙台に因んだ作家北杜^{きたもりお}氏名を借用し「ほくとかい」と名付けられた。その生い立ちと謂わばRM(リスタクマネジメント)に長けた繋がり（非常時に強い）くらいの意味）の一端を綴ってみたい。

現役学生の頃はご多分に漏れず自宅通学の会員宅で徹夜麻雀に興じた。ある晩、会員から借りた象牙と竹からできた値打ち物の麻雀牌を交番

前で撒き散らしたが、すわとばかりに交番に駆け込み懐中電灯を借り、136枚全てを暗闇で回収できた珍事はRM發揮の始まりといえる。遊興面だけではなく、教養クラス時代には必修科目の単位取得のため会員直筆の講義ノートを、当時決して安くはなかったコピー代を負担し、必要とする会員に配り進級へ事無きを得た勉学面でのRMもあつた。就職内定の連絡を待つ下宿住いの会員のため、自宅通学の会員の実母が終日外出を控えて電話番を請け負ったことなど、会員家族まで加わつたRMだ。極め付きはあの大地震災の直後、仙台在住の会員が自身も被災したにも拘らず、首都圏在住



のため即座に帰省できない会員に代わつて、その家族や実家の状況を見舞うRMもあつた。こうした律義さや正義感、そして利

他の心、思い遣りという堅い絆で結び付いた間柄が、営々と続いて50有余年になる。卒業後は法曹界、官公庁、中央銀行、民間金融機関、電機・石油製造業等各方面に勤務、勤務先も内外各所に分かれた。在京者が2週間程公務で関西出張時、転勤で彼の地に在住していた会員宅に招かれ宿泊もし、侘しさから解放されアットホームな雰囲気浸つた心理面のRMもある。卒業後約10年目には、浜松町の和食店2階を借り切り夫婦同伴はもとより小児や乳飲み子まで交えた一大宴会まで催された。ときに、会員諸氏の役得に与り、温泉地の名旅館VIPルームの宿泊や、都内

一等地にある閑静な佇まいで、気前良くあのドンペリニョンを味わつたこともあつた。

今回は約2年振りに仙台に集まり、栄誉ある母校法学部特注の銘酒「萩丸」の提供を受けた。酒宴は、ご婦人のご子息までご家族総出での饗応してくれた同窓会副会長の事務所での語らい(写真参照)。そこでは叙勲を授けられた副会長が用意した皇室御用達の銘酒「鶯の尾雉(せんと読み優れる意)」まで嗜むことができた。仙台集合時にはその都度事務所での宴会を快諾してくれる会員の寛容さにはいつも頭が下がる想いである。こうした会員同士の集いは、飲み会だけでなく今風にwebでも定期的に行われているが、あの浜松町での集まりのように、夫婦同行での会食か温泉地への宿泊旅行が再現できないものか模索中である。そして新たなRMを開拓してみたい。

(大場 輝喜 S52卒)

51J2組

▼51J2組クラス会

昭和51年入学の鬼木です。私たち昭和51年入学2組のクラス会について報告します。卒業後、有志が時々集まっていました。2011年にクラスメイトの桑島くんの声かけで、連絡の取れるクラスメイト全員に連絡して、東京で集まったのが最初でした。その後年に一回、みんなが集まって、お互い元気なのを確認できるというねという事で、各地のクラスメイトが幹事を引き受けてくれて、毎年開催場所を変えて集まるようになりました。コロナ禍の2020年、21年を除いて2025年で13回目になります。

11月8日、横浜、中華街の重慶飯店新館に、19人の仲間が集まりました。今回は法学部同窓会事務局のご厚意で、東北大学のお酒「萩丸」の秋の新酒を提供いただきましたので、会の始めに今年天国に旅立ったクラスメイトとこれまでに旅立ったクラスメイトに献杯させていただきました。大変おいしいお酒で、雲の上で喜んでもらえたと思います。同窓会事務局に感謝です。その後、今年の幹事鷺山くんの名司会で、おいしい料理とお酒の楽しいひとときを過ごしました。

同じく幹事の秋林くんが、今回欠席された方も合わせて、近況を取りまとめで当日配ってくれましたので、お互いの最近の様子がよく共有できたと思います。当時のゼミや講義の話題で話が盛り上がった中、秋林くんの音頭





で、入学後最初のクラスコンパの頃の気分に戻って、学生歌を歌い、会を締めました。改めて、学生時代の出会いが今でも続いているのは本当に貴重な縁だと思います。卒業後、それぞれの目指す場所へ、果てしなく続く道を歩んできた仲間の青春の原点が、入学時のクラスにあると思えるのは幸せなことでしょう。今まで続けられたのは、毎年幹事を引き受けてくれる仲間と参加してくれる仲間がいたからこそで、改めて感謝です。

来年は我々の入学から50年の記念の年、こんどは仙台でまた集まろうねと誓ってクラス会を終えました。

(鬼木 元弘 S55卒)

53 J 同期会

▼53 J 同期会を開催しました！

昨年4月24日、都内の居酒屋で、在京者を中心に、模範裁のメンバーだった53 J 6名(うち1名は仙台から参加)に先輩、後輩も加わり、計10名ほどで同期会(兼模範裁同窓会)を開催しました。参加者の多くは60歳台後半となり、最初の就職先はすでに卒業していますが、それでも何らかの仕事をされまだまだ忙しい中で、都合のつく方々が集まりました。

その場では最年長の51 J の先輩がちょうど古希を迎えられるタイミングだったので、同窓会から「萩丸」の差し入れをいただいて祝賀感がより高まるとともに、参加者は美酒に酔いしれ、旧交を温める



古希の先輩と「萩丸」

楽しいひと時となりました。

この原稿を書いているのは2月初めの衆院選の真つただ中です。失われた30年、大震災、コロナ禍、トランプの再登場などを経て、これからのんな世の中になるのかは予断を許しません、どんなに世の中が移り変わろうとも同期会で元気をもらえることに変わりはありません。体のあちこちが少しずつ傷み出してもおかしくない年代にはありませんでしたが、同期会には出続けられるよう多少なりとも節制しなければとの思いを新たにしています。

(菊池 泰文 S58卒)

56 J 4組

▼56 J 4 仙台を楽しむ会

令和7年11月8日(土)は「56 J 4 仙台を楽しむ会」と称したクラス会でした。

最初は仙台街あるき。地下鉄東西線で川内駅へ。駅を出るとTOHOKU UNIVERSITYのロゴがある小広場があつて集合写真。紅葉進む立派な高木の間を抜け、学部構内から坂を下り、仙台緑彩館の前から青葉山を見上げ、遠くに伊達政宗公の騎馬像を発見し、歓声を上げました。

そして、地下鉄で青葉通一番町駅へ。まず伊達政宗公が仙台の町割りに使用した縄が地中にあるという野中神社を参拝し、昭和感満載の壱式参横丁(いろは横丁)を回遊

仙台を見渡して、街あるきをしめくりました。

続いて、駅ホテル内レストランを会場に14名で大懇親会。持込み地酒は東北大学オリジナル萩丸四号瓶2本、伯楽星純米大吟醸一升瓶1本!。中には会うのが卒業以来という人もいて、それぞれ外見も随分と変化したけれど、「みんなと同じ時代と同じ空気吸って、一緒に学んで同じ時を共有しながらも、それぞれに色々なこと考えたり悩んだりして道を選んで歩んできたんだな(ある参加者のLINE。原文ママ)」と感じた素晴らしい時間でした。最後は、山形から参加のOさんが、定番の花笠音頭流でシャンシャンシャン!と締めして下さいました。

そして二次会は、昭和56年オープンのジャズバー仙台ピレバンで、名残惜しさの中お開きとなりました(この後、話し足りなかつた数人が三次会に行き、牡蠣とホヤを食べべたようです)。

参り。最後は仙台駅前アエル31階の展望テラスから薄暮の

こうしてクラス会は大好評

で終了。次回三年後はさらにレベルアップした開催をめざします。今回、事細かに街あるきなどを書きましたが、これから仙台で会を計画される方の参考になれば幸いです。

(松岡 仁 S 60卒)



61J懇親会

▼入学以来の61Jの懇親の場！

2025年1月17日に、61Jのプチ同期会を開催しました。

一昨年に開催した仙台在住同期生の集まりでの「仙台

で、61Jの同期会が開催できたらよいね」が始まりでした。

同期生が少人数では集まることになりましたが、全体を意識して集まるのは、そもそも入学以来かもしれないので、一抹の不安がありました。が、皆さんのご協力のおかげで、まずは15名が参加して、3時間半も学生時代〜これからのお話で盛り上がりました。

お店も、仙台の同期生からの提案で、仙台発祥の「恵比寿ALMA」でしたので、壁

には東北地方の写真やモニュメントがあり、懐かしかったです。

同期生LINEを作成しましたので、参加できなかった人、近々会う人に参加した方からアプローチしています。最後になりますが、今回の集まりを紹介する機会をいただき、お礼申し上げます。

当日の集まりの写真と、同期生の大村和久さんに参加者の似顔絵を描いていただきましたので、ご紹介します。

(宮川 司 H2卒)



イラスト投稿



「61J 懇親会似顔絵」 作：大村和久 (H2 卒)

おくやみ

(令和7年度に判明の方)

逝去年月 お名前 卒年

R 7・11	村島 英夫様	S 24・3	R 7・6	鈴木 進様	S 41・3
R 6・6	相澤 武様	S 28・3旧	R 7・2	上野 昭彦様	S 43・3
R 6・3	守中 和實様	S 29・3	R 6・7	唐澤 規夫様	S 44・3
R 7・9	吉村 英三様	S 29・3	R 8・4	嵐田 光宏様	S 44・3
R 6・12	田中 英夫様	S 31・3	R 7・1	柿崎喜世樹様	S 45・3
R 5・12	井畑 明男様	S 31・3	R 6・7	枝川 哲様	S 48・3
R 6・9	遊馬勝次郎様	S 32・3	H 30・9	照井 克洋様	S 48・3
R 6・3	佐藤 洋夫様	S 32・3	R 7・1	真田 雅行様	S 50・3
R 8・1	相澤 正昭様	S 33・3	R 4・9	青木 裕一様	S 50・3
R 6・12	小倉 素夫様	S 34・3	R 7・9	船山 弘美様	S 52・3
R 4・3	佐々木 正様	S 34・3	R 6・4	野村 俊介様	S 54・3
R 7・8	泉山 禎治様	S 34・3	R 6・9	大島 康明様	S 55・3
R 8・1	門脇 崇様	S 35・3	R 6・8	川原 真人様	S 59・3
R 7・12	小池 次男様	S 35・3	R 7・1	山腰 茂人様	H 9・3
R 7・11	矢田 宗介様	S 35・3	R 7・4	片桐 昌弥様	R 3・3
R 7・2	山本 洋光様	S 35・3	R 7・9	小田 滋様	(旧教官)
R 7・7	和田 圭司様	S 36・3			
R 7・11	高山 裕行様	S 36・3			
R 8・1	金子 元一様	S 36・3			
R 8・1	那須 慶寿様	S 37・3			
R 5・8	柘潟 晴夫様	S 37・3			
R 8・1	平林 和男様	S 37・3			
R 7・4	小林 照穂様	S 39・3			
R 6・10	田中 清史様	S 40・3			
R 7・1	高木 徳郎様	S 41・3			

ご冥福をお祈りいたします。

編集後記

◆社会に出たら八方美人でなく、六方(法)美人にならなければだめだよ。「かわいけど仕事は任せられない」と言われるのでなく、二三方から嫌われても、「生意気だが仕事は任せられる」と言われる人になりなさい―卒業時、民法の鈴木祿弥先生から頂戴した言葉です。落語が好きで先

生らしい洒落の効いたアドバースでした。

◆時は男女雇用機会均等法の制定を翌年に控えた1984年。筆者はこの言葉を胸に仕事人生を生きてきました。おかげさまでなんと公務員生活(宮城県職員)を全うし、定年とともに片平本部に新設された共創戦略センター特任教授(国際産学官連携)として迎えられ、第二の人生を送りました。

◆5年後の令和7年7月に同窓会事務局長職を正式に引き継ぎました。前任の清水先輩のように格調高い文章は書けません、同窓会の発展に向

けて精一杯務めますのでどうぞよろしく願います。局長補佐だった岡崎さんの後任には次長職が新設され松田敬男さんが就任しました。

◆全国12支部のうち、前局長が東海、広島支部を、総会を開催した他の8支部を久保野会長、戸澤前会長、成瀬元会

長はじめ先輩諸氏からもワイ

◆9月には、約20年の長きにわたり事務局を運営してきた

のミニ講義が好評です。「総理も女性、学部長(研究科長)も女性、同窓会事務局長も女性」と、応援団の

部。北海道・新潟支部ではご配意により同級生と40年ぶり

◆法学部棟4階に同窓会事務局があります。時々、自主ゼミの学生が姿を見せ、代表の交代時など律儀にあいさつに

◆男女雇用機会均等法の制定から40年。あの米国より先に日本に女性総理が誕生するとは思いませんでした。会報第53号は女性の寄稿が増え、時代を映す記念号になりました。

長も女性」と、応援団のコールをいただいた福島支

秋の午餐を楽しみました。

えません。

(成田 美子)